

# 伏見・栄地区都市再生安全確保計画

伏見・栄地区安全確保計画部会

令和4年3月  
(令和5年3月一部変更)  
(令和6年3月一部変更)  
(令和7年3月一部変更)

## 計画に関する用語について

### 【行動】

避難	大規模地震発生時に、身に迫った危険を避けるため、安全な場所に移動すること
退避	大規模地震発生時に、安全が確認されるまでの間、一時的に安全な場所に移動すること
一斉帰宅抑制	大規模地震発生時に、一斉に帰宅行動をとった場合、鉄道駅周辺や路上に膨大な滞留者が発生し、応急対策活動の妨げとなるなどの混乱が生じる恐れがあるため、むやみに移動を開始しないよう呼びかけ等を行うこと（名古屋市地域防災計画においても「むやみに移動（帰宅）を開始しない」ということが帰宅困難者対策の基本原則として記載されている）

### 【ひと】

滞在者	地区内に出勤・登校目的で来ている人（従業者及び通学者）
従業者	地区内に出勤目的で来ている人
通学者	地区内に登校目的で来ている人
居住者	その地域で居住している人
来訪者	地区内に買物・出張等で来ている人
帰宅困難者	滞在者・来訪者のうち、自宅までの距離が遠く、徒歩による帰宅が困難な人
帰宅困難来訪者	帰宅困難者のうち、滞在者で勤務先・通学先の建築物が倒壊の恐れがある等滞在場所を確保できなかった者及び来訪者
施設管理者等	企業・学校・駅・大規模集客施設・一時退避場所・退避施設・避難場所等・帰宅支援ステーション等の管理者・所有者・占有者
事業者	交通事業者・ライフライン事業者・施設管理者等

### 【施設】

一時退避場所	大規模地震発生時に、施設の安全性が確認されるまでの間、滞在者・来訪者が一時的に退避するための場所（伏見・栄地区都市再生安全確保計画に定める都市再生安全確保施設）
退避施設	発災から 24 時間を限度として帰宅困難来訪者を受け入れるための施設で、帰宅困難来訪者が安全に風雨をしのぐことのできる施設（伏見・栄地区都市再生安全確保計画に定める都市再生安全確保施設）

### 【その他】

B C P (Business Continuity Plan)	各事業者において発災時における就業者の安全確保、事業の早期復旧、事業継続等の計画を定めた事業継続計画
D C P (District Continuity Plan)	発災時においても地域全体で都市機能を維持するための機能継続計画
B C D (Business Continuity District)	B C P、D C Pを通じた災害に強い安全・安心な街（事業継続基盤強化地区）

# 目 次

## はじめに

1

## § 1 滞在者等の安全の確保に関する基本的な方針（法第19条の15第2項第一号）

### 1 計画の位置付け

1-1 計画の意義	1
1-2 計画の対象範囲	2

### 2 計画検討の前提条件

2-1 対象とする災害	3
2-2 想定する地震と被害想定	3

### 3 伏見・栄地区の現況

3-1 滞在者・来訪者の状況	7
3-2 耐震建築物の状況	8
3-3 公園・道路の状況	8
3-4 大規模都市開発の状況	9

### 4 地区の特性からみた課題と対応方向

4-1 伏見・栄地区における滞在者・来訪者、帰宅困難者の推計	10
4-2 都市再生安全確保施設の拡充	11
4-3 帰宅困難者・事業者・行政の発災時の行動	11

### 5 計画の目標等

5-1 計画が目指す目標	12
5-2 計画の作成・実施に向けての基本理念	12

## § 2 滞在者・来訪者の安全の確保のために実施する事業等

### 1 発災時に実施する事務や平常時における準備等(法第19条の15第2項第五・六号)

1-1 基本的な流れ	1 3
1-2 誘導の考え方	1 4
1-3 具体的な取組み	1 4
(1) 平常時における準備	1 5
(2) 発災時に実施する事務	1 7

### 2 都市再生安全確保施設の管理及び整備(法第19条の15第2項第二・三号)

2-1 都市再生安全確保施設の管理に関する事項	1 9
(1) 一時退避場所	1 9
(2) 退避施設	2 0
2-2 都市再生安全確保施設の位置図	2 2

## おわりに

### 1 計画の変更

### 2 計画の体制

2 3

## 参考資料

1 「退避施設開設・運営ガイドライン(試行版)」の概要	2 4
2 「情報伝達ガイドライン」の概要	2 8
3 「情報伝達ツール」の概要	3 2
4 帰宅困難者等の推計について	3 3

## はじめに

平成24年4月に都市再生特別措置法が改正（7月1日施行）され、都市再生緊急整備協議会において都市再生安全確保計画を策定する制度が創設されました。この計画は、官民連携により多様な主体で構成される協議会が主体となって作成し、それぞれの実施主体が責任を持って実行する計画です。

当地域において初の取組みとして、大規模災害が発生した場合、大量の帰宅困難者等が発生し、大きな混乱を招くことが懸念されている名古屋駅周辺地区を対象に、第1次名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画を平成26年2月に作成しました。この第1次計画をもとに、退避施設の拡充や退避施設の開設・運営に係る地区の共通ルール・帰宅困難者対策に必要な情報伝達をまとめたガイドラインの作成などを盛り込んだ第2次計画（平成28年2月）及び第2次計画（改定版）（平成29年3月）を作成しました。さらに、名古屋駅周辺の大規模開発が竣工してきたことから、より実効性の高い計画として第3次名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画（平成30年5月）を作成しました。

名古屋の都心部全体としては、今後予定されているリニア中央新幹線の開業を見据えた民間事業者による開発の動きが、特に伏見・栄地区を中心として活性化・顕在化しており、これら開発の完成後には、都心部の来訪者数がより一層増加することが予想されます。これに伴い名古屋駅周辺地区だけでなく都心部全体での帰宅困難者数の増加への対応が必要となります。こうした状況を鑑み、今回伏見・栄地区における帰宅困難者対策を取りまとめ、伏見・栄地区都市再生安全確保計画（以下、本計画）を作成するものです。

### 「都市再生安全確保計画」とは（都市再生特別措置法 第19条の15より）

大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要な、退避のために移動する経路、一定期間退避するための施設、備蓄倉庫その他の施設（以下、「都市再生安全確保施設」という。）の整備等に関する計画

### 都市再生安全確保計画の内容

- ・滞在者等の安全の確保に関する基本的な方針（目標等）
- ・都市再生安全確保施設の整備・管理
- ・滞在者等の誘導、情報提供など安全の確保を図るために必要な事務 等

### 都市再生安全確保計画の効果

- ・地域の防災性能の向上
- ・地域のブランド力・価値の向上と都市の国際競争力の強化

## §1 滞在者等の安全の確保に関する基本的な方針（法第19条の15第2項第一号）

### 1 計画の位置付け

#### 1-1 計画の意義

伏見・栄地区は名古屋駅周辺地区と並ぶ、大きな中心核の一つであり、商業機能や娯楽機能が集積する地区であります。本計画の作成と事業推進により一斉帰宅の開始による混乱を防止し、滞在者等にとって安全な街、ビジネスなど事業継続性の高いまちを実現することは、地域としての防災性能向上のみに留まらず、広域的な救急・救命・防災活動等の円滑化や、名古屋市全域さらには名古屋都市圏全体の安全確保に資するものです。

本計画の意義と効果を十分に發揮するためには、事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定など自助による個々の企業等の取組みの促進を前提としますが、本計画により、地域としてさらに企業間等による共助（DCP：District Continuity Plan）の充実を促し、将来的な地域像としては、災害に強い安全・安心な街（BCD：Business Continuity District）という地域ブランドの確立を果たします。

さらには、こうした本計画の取組みによって都市の国際競争力を強化するとともに、世界に向けてその魅力をアピールし、名古屋都市圏の価値向上を図ります。

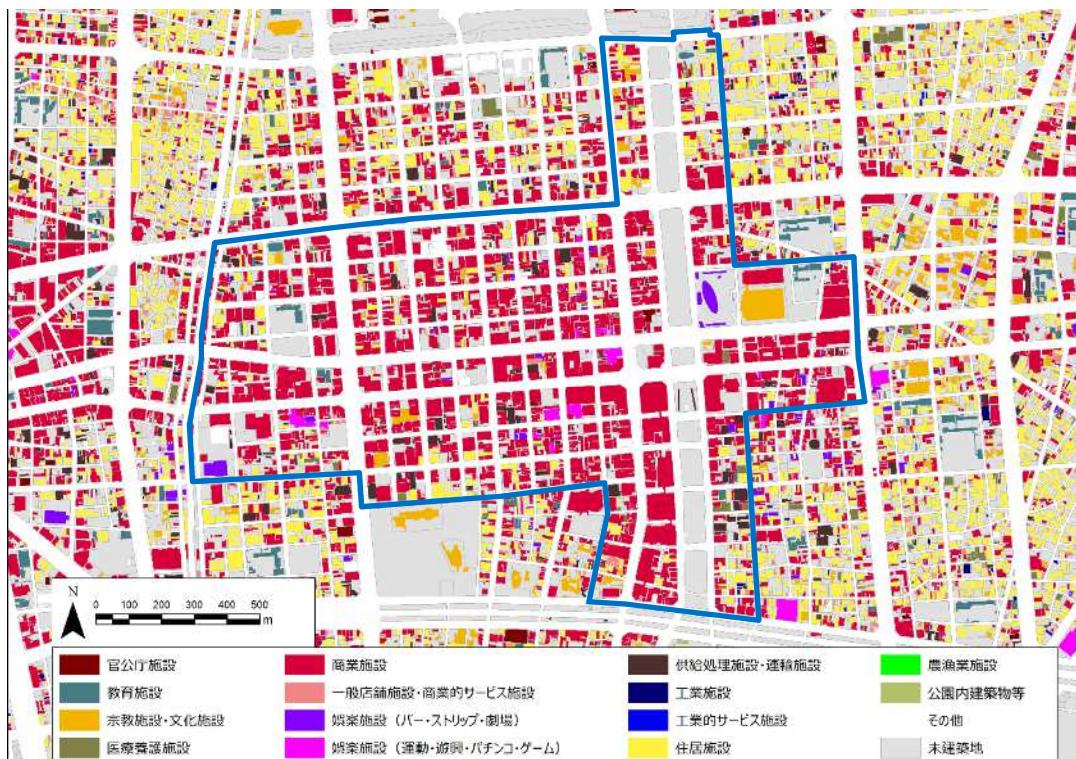
図-1 伏見・栄地区の目指す将来像



## 1-2 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、都市再生緊急整備地域（平成27年7月24日指定）のうち、堀川以東の伏見・栄地区（191ha）とします。

図-2 計画の対象範囲



(出典) 名古屋市都市計画基礎調査（平成28年）のGISデータより作成

## 2 計画検討の前提条件

### 2-1 対象とする災害

名古屋市域で発生する震度6弱以上の地震を対象とします。

### 2-2 想定する地震と被害想定

計画検討に用いる前提条件として、中央防災会議 防災対策推進検討会議の南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループがとりまとめた「南海トラフ巨大地震の被害想定について（平成24年8月 第一次報告、平成25年3月 第二次報告）」による知見を踏まえ、災害発生時のライフライン、交通機関の被災状況を想定します。

表-1 想定する地震

想定する地震	南海トラフ巨大地震（平成24年8月 第一次報告）
地震動	・震度6強～6弱の揺れが3分程度、立つこともできない状態がしばらく続く、震度4以上の余震が頻繁に起こる。
津波	・地震発生後1時間40分程度で港区に津波第1波が到達する。 ※伏見・栄地区での具体的な浸水被害等及びその影響は考慮しない。

表-2 交通機関・ライフラインの被害想定(県内、東海地域の状況)

交 通 機 関	鉄道	・愛知県内の全線で、軌道変状のほか電柱、架線、高架橋の橋脚等に被害が生じ不通となる。 ・3日～1週間は、各在来線は応急復旧作業中であり不通のままである。1か月後には、津波被害を受けていないエリアの一部復旧区間で折り返し運転が開始され、震度6弱以上の揺れを受けた路線の約50%が復旧する。
	電気	・発災直後は東海三県の約9割で停電。需給バランス等に起因した停電は、供給ネットワークの切替等により3日程度で多くが解消されるが、東海三県では1～5割の停電が継続。1週間後には、電柱（電線）被害等の復旧も進み、約9割以上の停電が解消する。
ラ イ フ ラ イ ソ	ガス	・発災直後は東海三県の約2～6割で供給停止。安全点検やガス導管等の復旧により供給停止が徐々に解消され、約6週間後に大部分が復旧する。
	上水道	・発災直後は東海三県の約6～8割が断水。1か月後には1～2割で断水状態が続く。
	下水道	・発災直後は東海三県の9割が利用困難となる。約3週間後に、9割以上の利用支障が解消する。
	通信	・固定電話は、東海三県で約9割が通話支障（通話規制除く）。停電による不通は数日間で解消し、通信設備の被災の影響も1週間後にはほぼ復旧する。 ・携帯電話は、被災直後は輻輳により大部分の通話が困難。非常用電源の電力供給が停止する1日後に停波基地局率は最大となる。基地局の停電による広域的な不通は数日間で解消する。

伏見・栄地区では、大規模地震の発生によって下図のような災害発生の危険性があります。災害発生時の被害の様相として、「南海トラフ巨大地震の被害想定項目及び手法の概要」(令和元年6月)に基づき、下表のような各事象を想定します。

**表-3 伏見・栄地区で想定される様相**

物的被害	・揺れによる建物倒壊	全壊	108棟
		半壊	430棟
		木造全半壊	509棟
・出火件数		0.38～1.42件	
人的被害	・死者、負傷者	死者	98名
		負傷者	2,279名

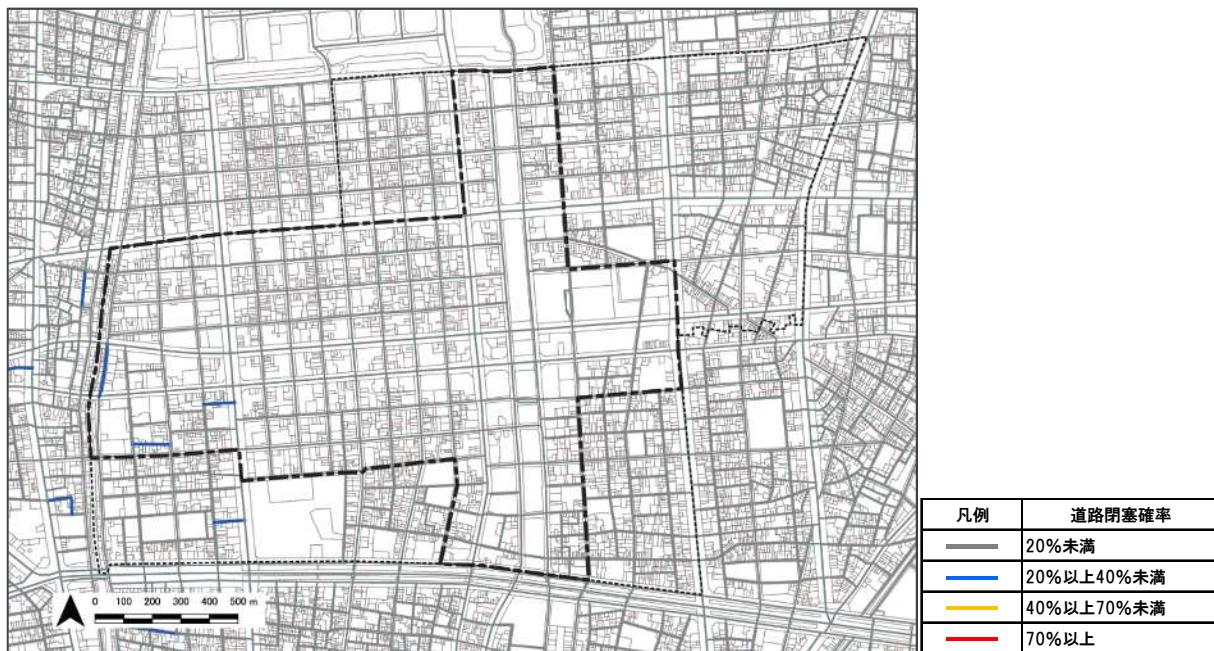
参考として、伏見・栄地区における災害発生危険性を図-3(1)～図-3(4)に示す。

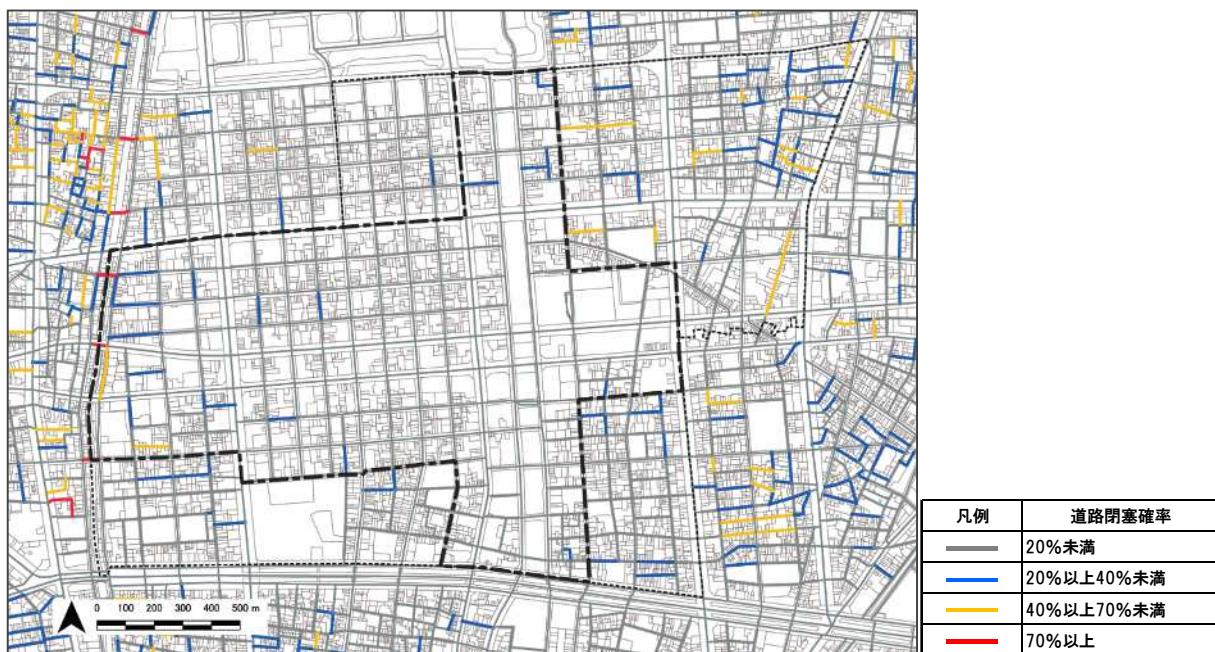
※図-3(1)・(2)：震災に強いまちづくり方針（平成27年1月）の地震災害危険度評価より作成

※図-3(3)・(4)：南海トラフ巨大地震の被害想定について（平成26年2月）より作成

## ○道路閉塞

**図-3(1) 道路閉塞確率**

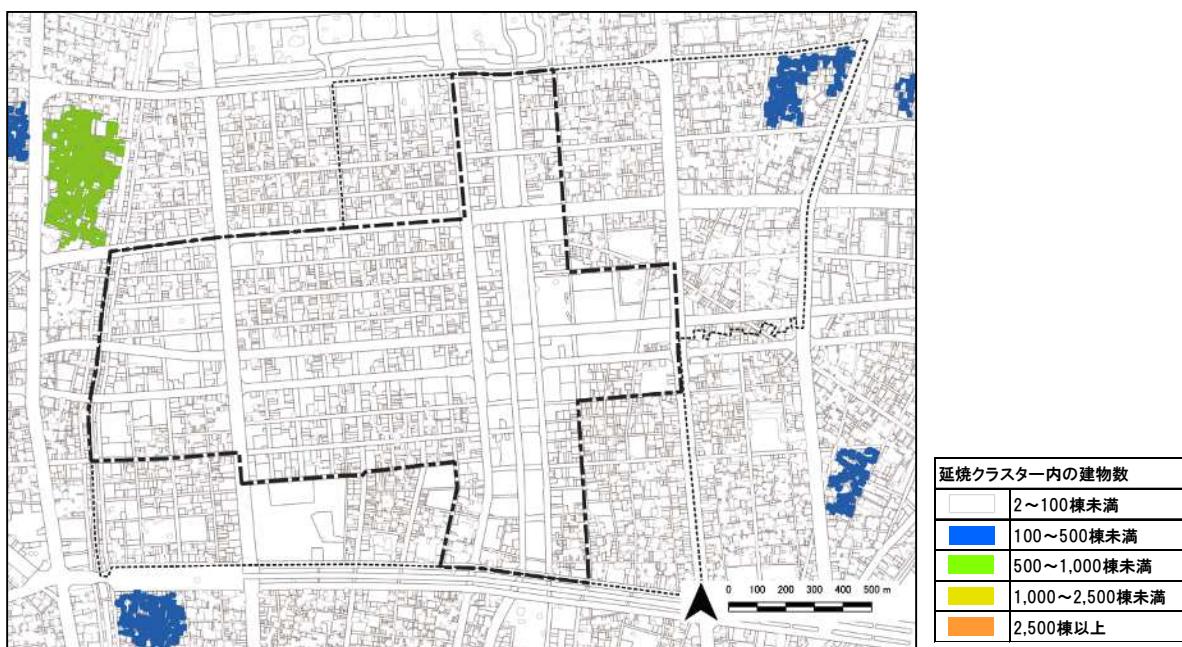




(あらゆる可能性を考慮した最大クラス)

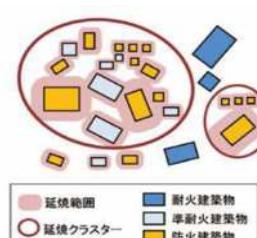
## ○火災延焼の危険性

図-3(2) 火災延焼の危険性(延焼クラスター)



- 伏見・栄地区の周囲において、延焼クラスター発生の可能性は低い

**延焼クラスターとは**  
市街地の火災に対する潜在的な  
延焼危険性を評価する指標で、  
出火を放置した場合に最終的に  
焼失する可能性のある建物群を  
示すもの。

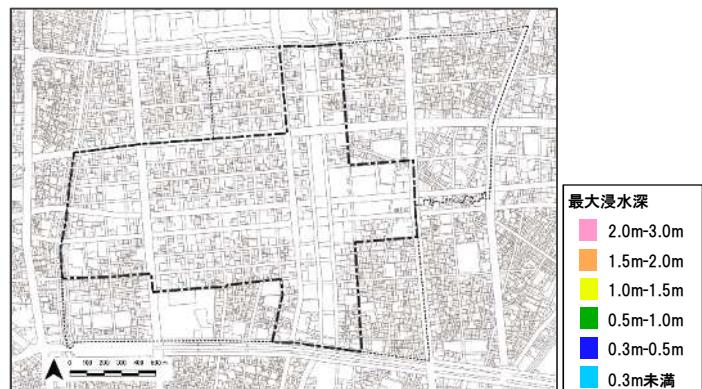


## ○津波浸水

図-3(3) 津波浸水深・区域



(過去の地震を考慮した最大クラス)

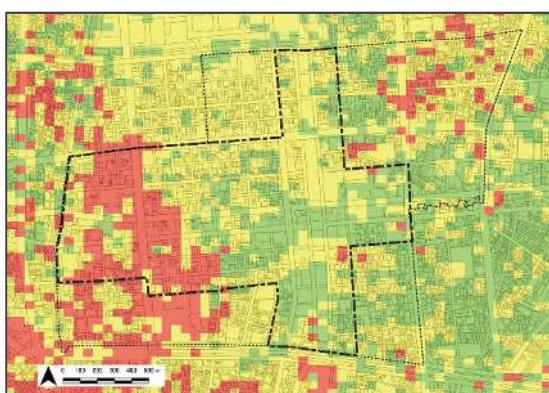


(あらゆる可能性を考慮した最大クラス)

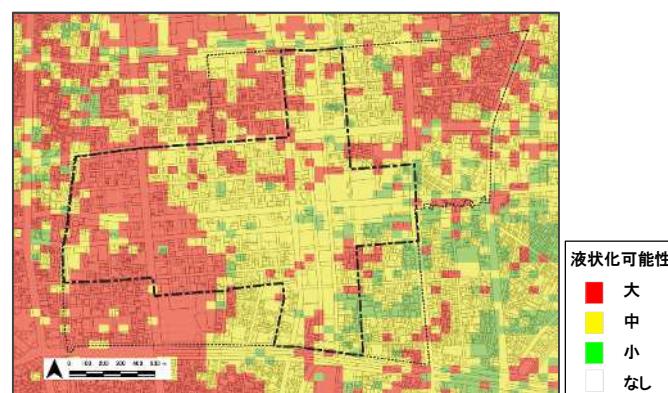
- 伏見・栄地区においては、津波浸水の可能性は低い。

## ○液状化の可能性

図-3(4) 液状化の可能性



(過去の地震を考慮した最大クラス)



(あらゆる可能性を考慮した最大クラス)

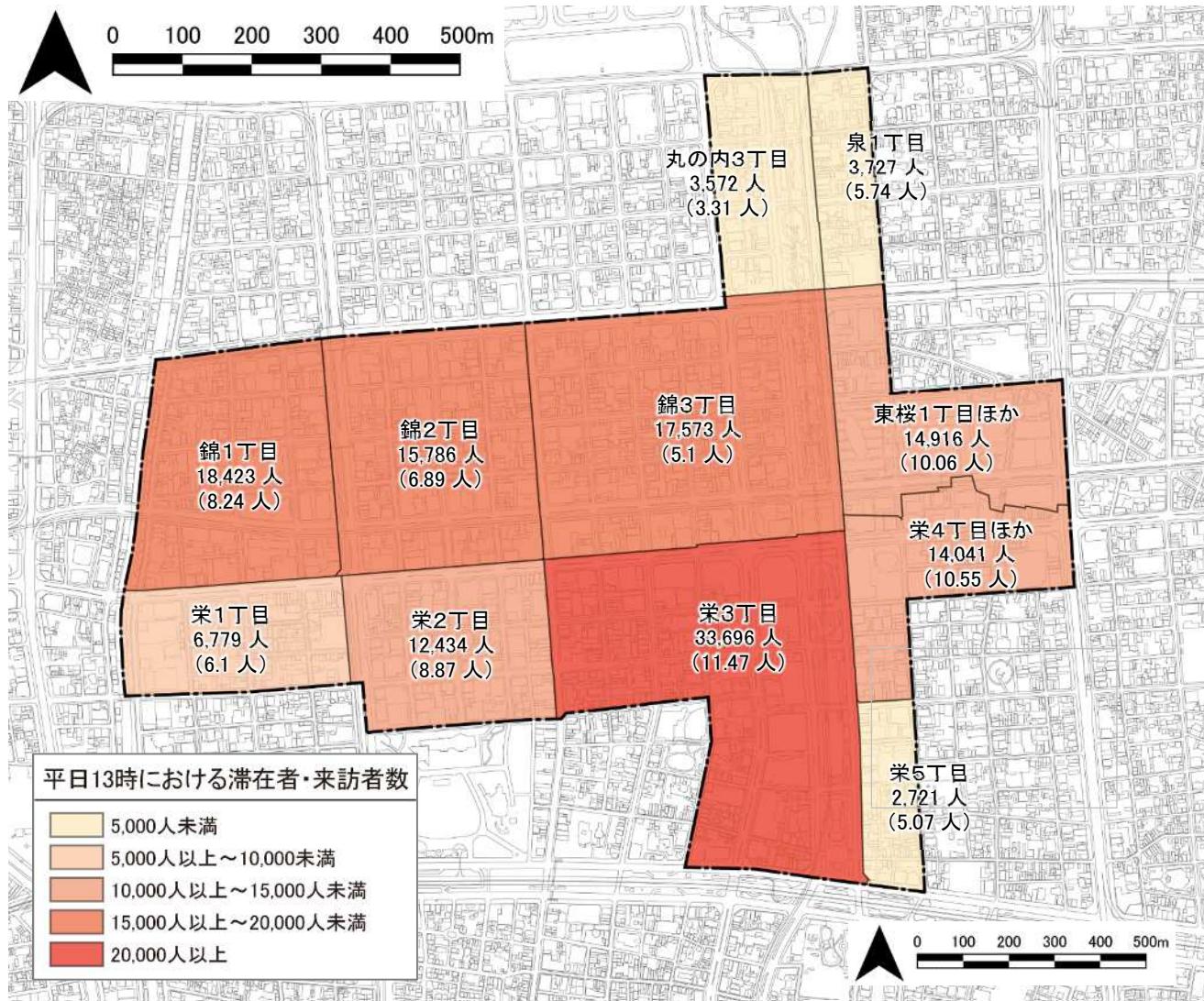
- 伏見・栄地区は伏見駅側で液状化発生の可能性が高い

### 3 伏見・栄地区の現況

#### 3-1 滞在者・来訪者の状況

伏見・栄地区内の滞在者・来訪者数は、平日 13 時時点で最大となり、約 14.6 万人と推計された。そのうち乗換えのため駅構内にいる利用客及び車両内に留まっている乗客は、約 0.2 万人と推計された。

図-4 地区内の滞在者・来訪者の集積

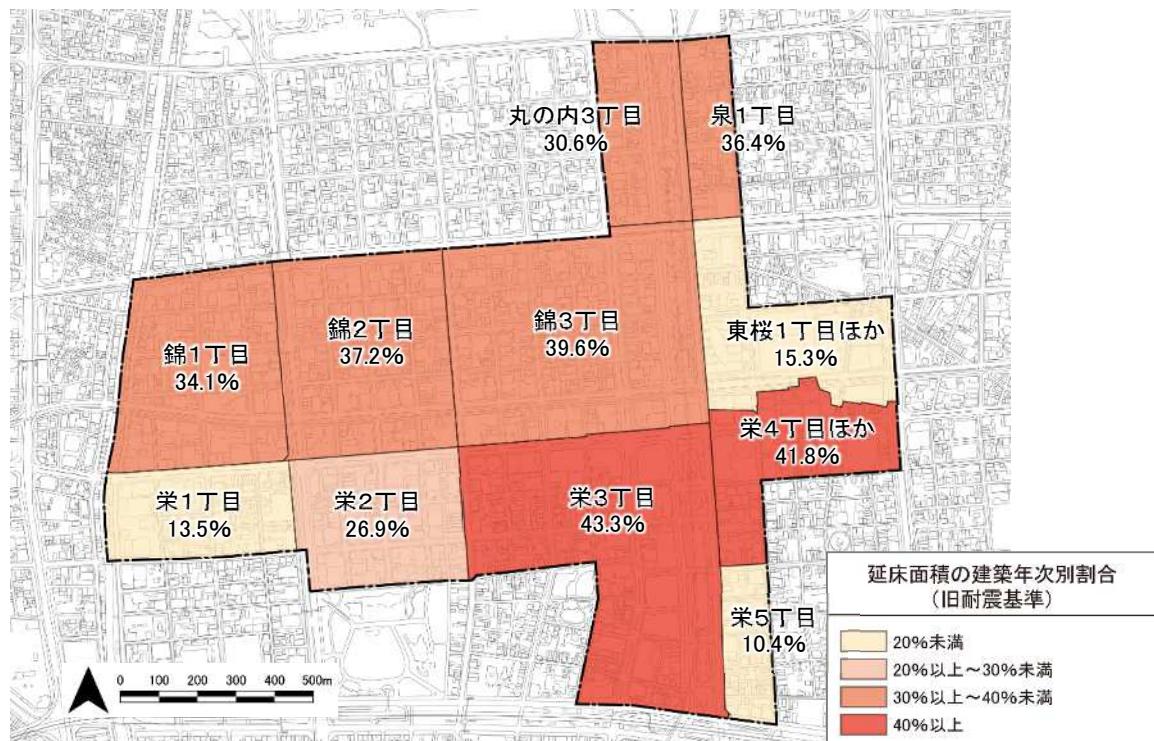


※平日 13 時、括弧内は 100 m<sup>2</sup>あたり人口密度

### 3-2 耐震建築物の状況

旧耐震建築物の割合は栄3~4丁目で40%を超過している。栄1丁目、5丁目、東桜1丁目のように再開発により建物更新が進んだ街区と旧耐震建築物が残る街区が混在している。

図-5 耐震建築物の状況



### 3-3 公園・道路の状況

地区内の都市公園の配置は、下図のようになっている。

都市公園	14.69ha
道 路	65.15ha

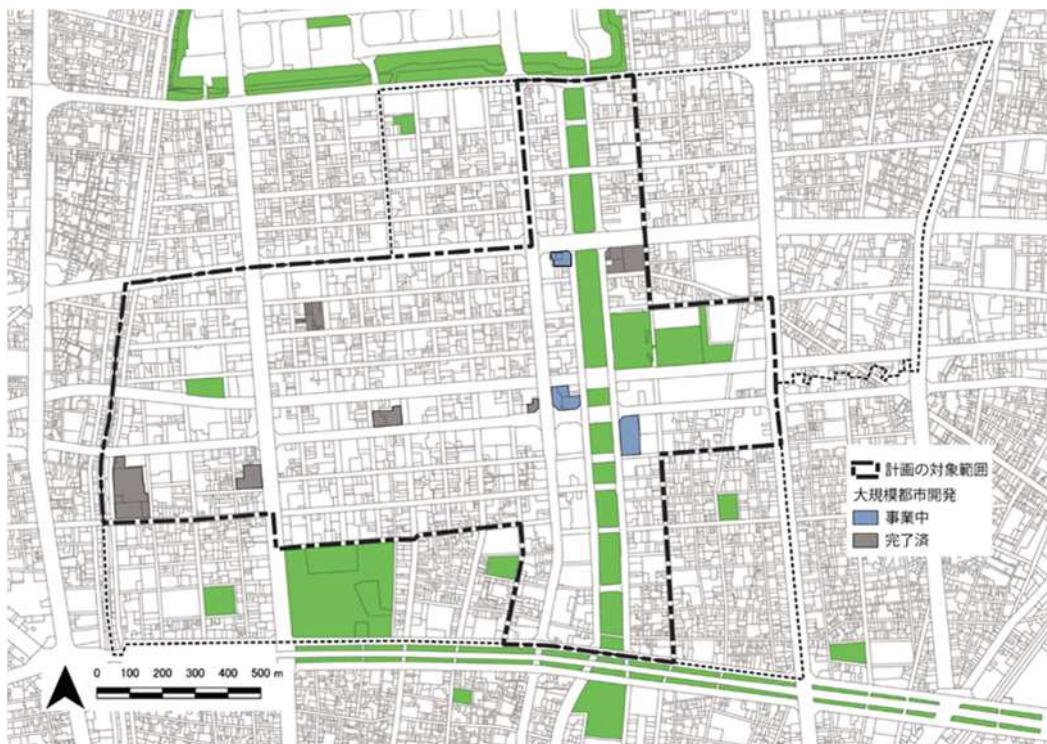
図-6 公園・道路の状況



### 3-4 大規模都市開発の状況

地区内では、下図のような大規模都市開発が実施され、伏見・栄地区における滞在者・来訪者が増加してきている。  
(令和7年3月現在)

図-7 大規模都市開発の状況



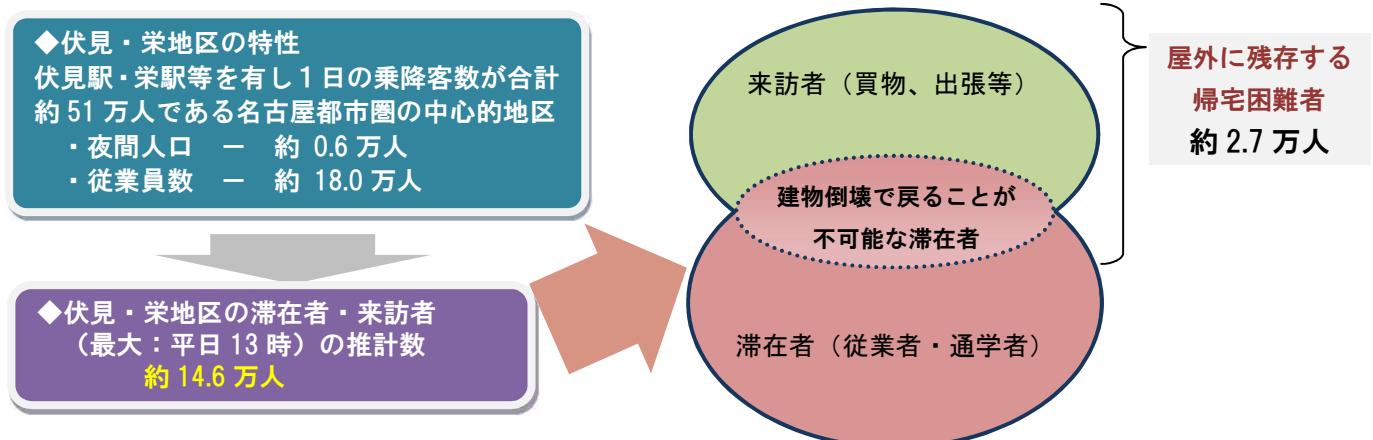
## 4 地区の特性からみた課題と対応方向

### 4-1 伏見・栄地区における滞在者・来訪者、帰宅困難者の推計

帰宅困難者等の推計結果として、伏見・栄地区には最大となる平日 13 時の時点で約 14.6 万人の滞在者（従業者・通学者）・来訪者（買物、出張等）が見込まれます。そのうち徒歩移動距離及び建物倒壊を考慮した場合に、行き場の無い帰宅困難来訪者は約 2.7 万人となり、本計画で対応していく必要があります。

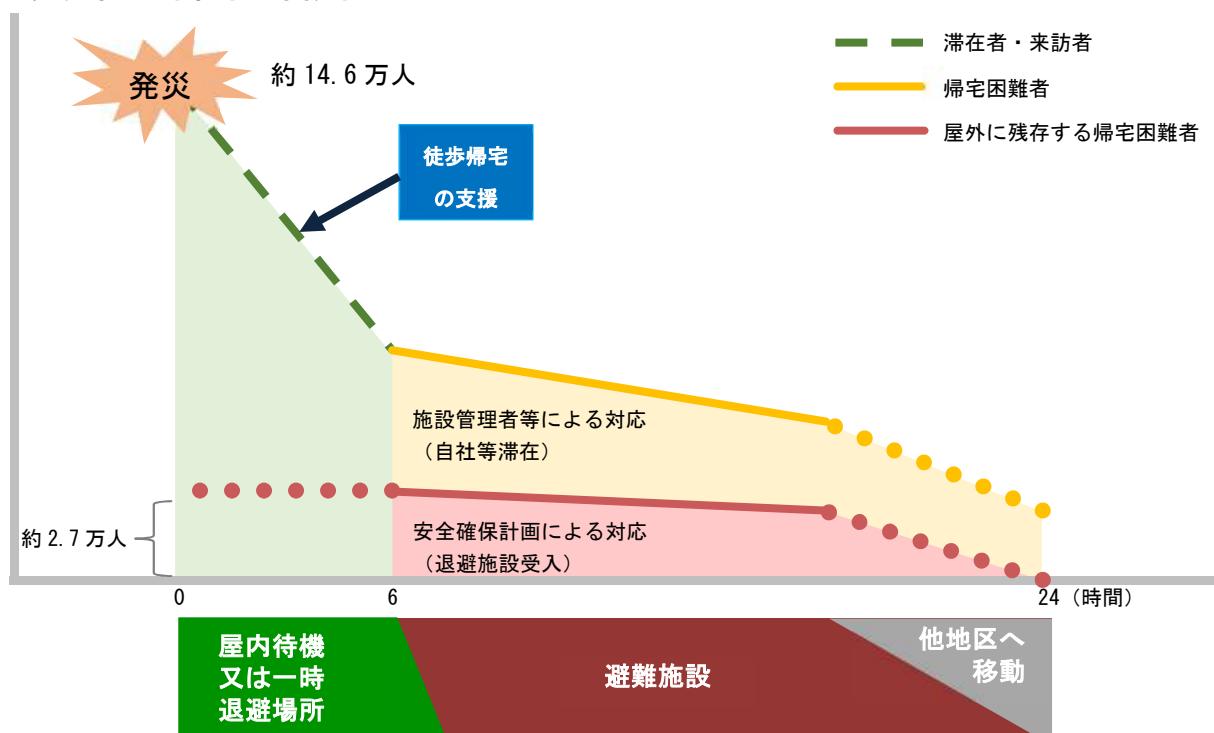
また、平日の対応だけでなく、来訪者（買物、出張等）が多くなる休日の対応についても検討していく必要があります。

図-8 伏見・栄地区における滞在者・来訪者、帰宅困難者の推計



※帰宅困難者等の推計については、32 ページ「帰宅困難者等の推計について」を参照。

図-9 発災後の滞在者・来訪者への対応



※発災から 24 時間以降の交通手段確保等を含む対応のあり方については、別に検討される内容を踏まえ、必要に応じて本計画にも反映させていくものとする。

## 4-2 都市再生安全確保施設の拡充

伏見・栄地区の特性を踏まえて、滞在者・来訪者の安全確保を図り、特に発災後の混乱等を防ぐためには、一時退避場所や退避施設など都市再生安全確保施設を拡充していく必要があります。

### ○一時退避場所に係る対応

地震発生時に建物から滞在者・来訪者が一斉に屋外へ出た場合、人々が留まる空間が不足する恐れがあり、車道にあふれるような事態が起きないよう身の安全を確保できる一時退避場所の整備・確保が必要です。

### ○退避施設に係る対応

交通機関の停止により帰宅困難来訪者が一定期間地区内に留まることになるため、安全に雨をしのぐことができる屋内の退避施設の整備・確保が必要です。

防災性の高いまちを目指すために、最終的には、一人あたり  $2.0\text{ m}^2$  を基準に帰宅困難来訪者を収容できるスペースを確保していきますが、退避施設はまだまだ不足している状況であるため、内閣府の作成したガイドラインを参考に、一人あたり  $1.65\text{ m}^2$  を基準に帰宅困難来訪者を収容できるスペースを確保していくことを当面の目標とします。

### ○その他の施設等に係る対応

備蓄倉庫	退避施設へ安全かつ衛生的に留めるために必要な物資を保管する施設の整備が求められます。
非常用発電設備	非常時の電源を整備することによって都市再生安全確保施設として活用が可能な施設に対しては、非常用発電設備の整備が求められます。

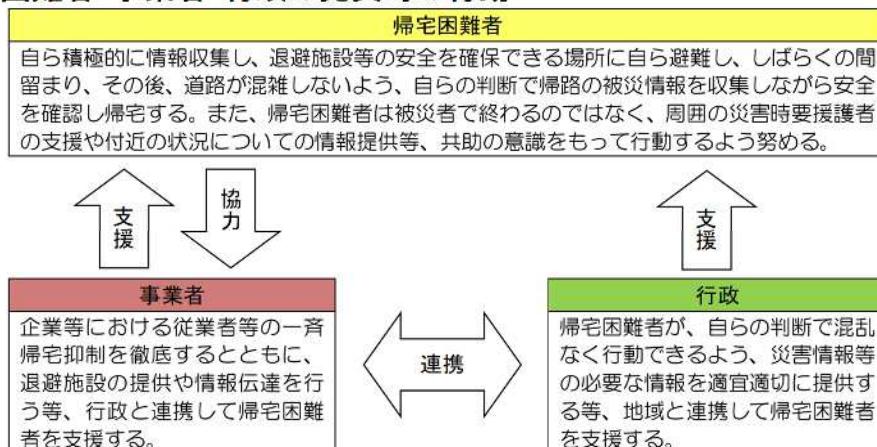
官民連携のもと、伏見・栄地区の改善に繋がる新たな民間再開発の促進や既存施設の活用により、都市再生安全確保施設の拡充を進めていきます。

## 4-3 帰宅困難者・事業者・行政の発災時の行動

大規模地震が発生した場合、事業者や行政は被災者への対応や事業継続にそれぞれ尽力するため、帰宅困難者への対応が制限されます。したがって、帰宅困難者自らが積極的に情報を収集し、収集した情報に基づき、混乱なく安全な場所に自ら避難し留まり、混乱なく帰宅することが重要です。

そのため大切なのは、事業者と行政が連携して帰宅困難者を支援することです。事業者は、従業者等の一斉帰宅抑制を徹底するとともに、帰宅困難者への退避施設の提供や情報伝達等を行います。また、行政は、帰宅困難者が自らの判断で混乱なく行動できるよう、必要な情報を適宜適切に提供します。

図-10 帰宅困難者・事業者・行政の発災時の行動



## 5 計画の目標等

### 5-1 計画が目指す目標

本計画では、目標を以下のように設定します。

#### 図-11 本計画が目指す目標

1. 平常時における防災意識の共有化と向上
2. 発災直後の混乱回避と発災後概ね 24 時間後までの滞在者等の安全確保と帰宅支援
3. 発災後の都市機能の維持と事業継続性の確保

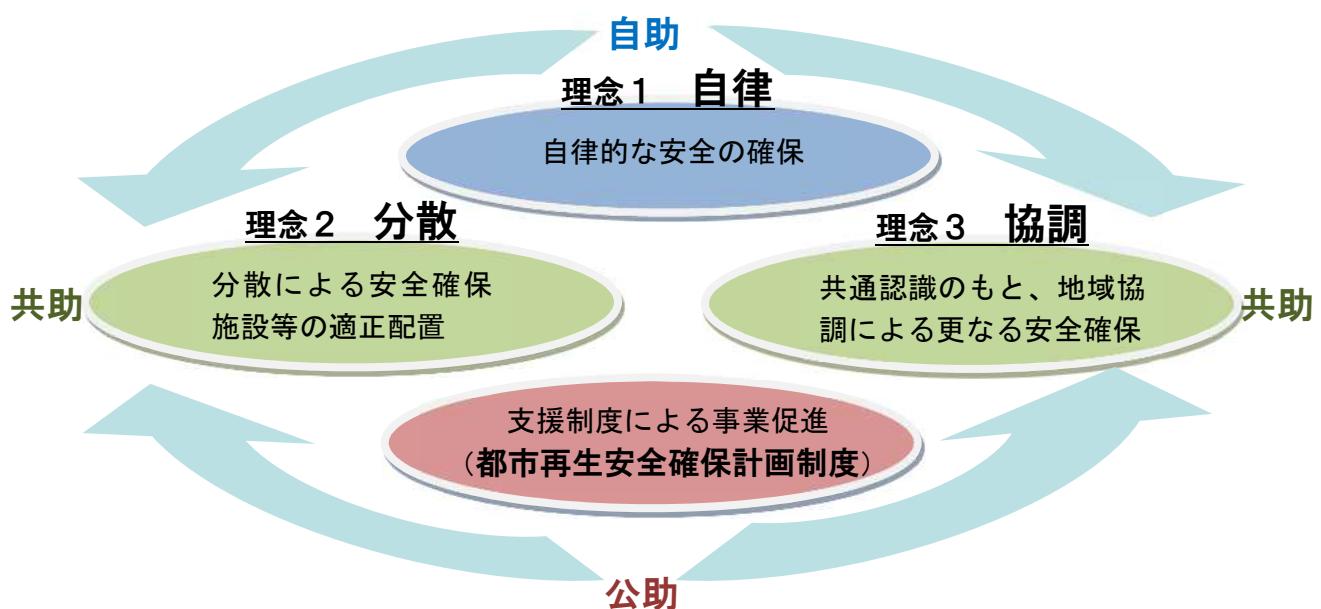
### 5-2 計画の作成・実施に向けての基本理念

防災対策は、本来、「自助・共助・公助」によって構築していくものであり、予防対策から発災後の復旧対策まで考えた場合には、「自助・共助・公助」の結びつきをさらに強固なものとし、市民・地域・企業・行政等のパートナーシップに基づいた「防災協働社会」の形成を進めていく必要があります（「名古屋駅地区滞留者等対策検討委員会結果報告」（平成 15 年）より）。

自助・共助・公助を背景とした協働による取組みを着実に進めるためには、計画の作成・実施に向けての基本理念を様々な関係主体が共有することが大切です。本計画では、関係者が共有すべき基本理念を、以下のとおりに定めます。

#### 図-12 計画の作成・実施に向けての基本理念

～ 市民・地域・企業・行政、滞在者・来訪者、全員で築く都市再生安全確保 ～



## § 2 滞在者・来訪者の安全の確保のために実施する事業等

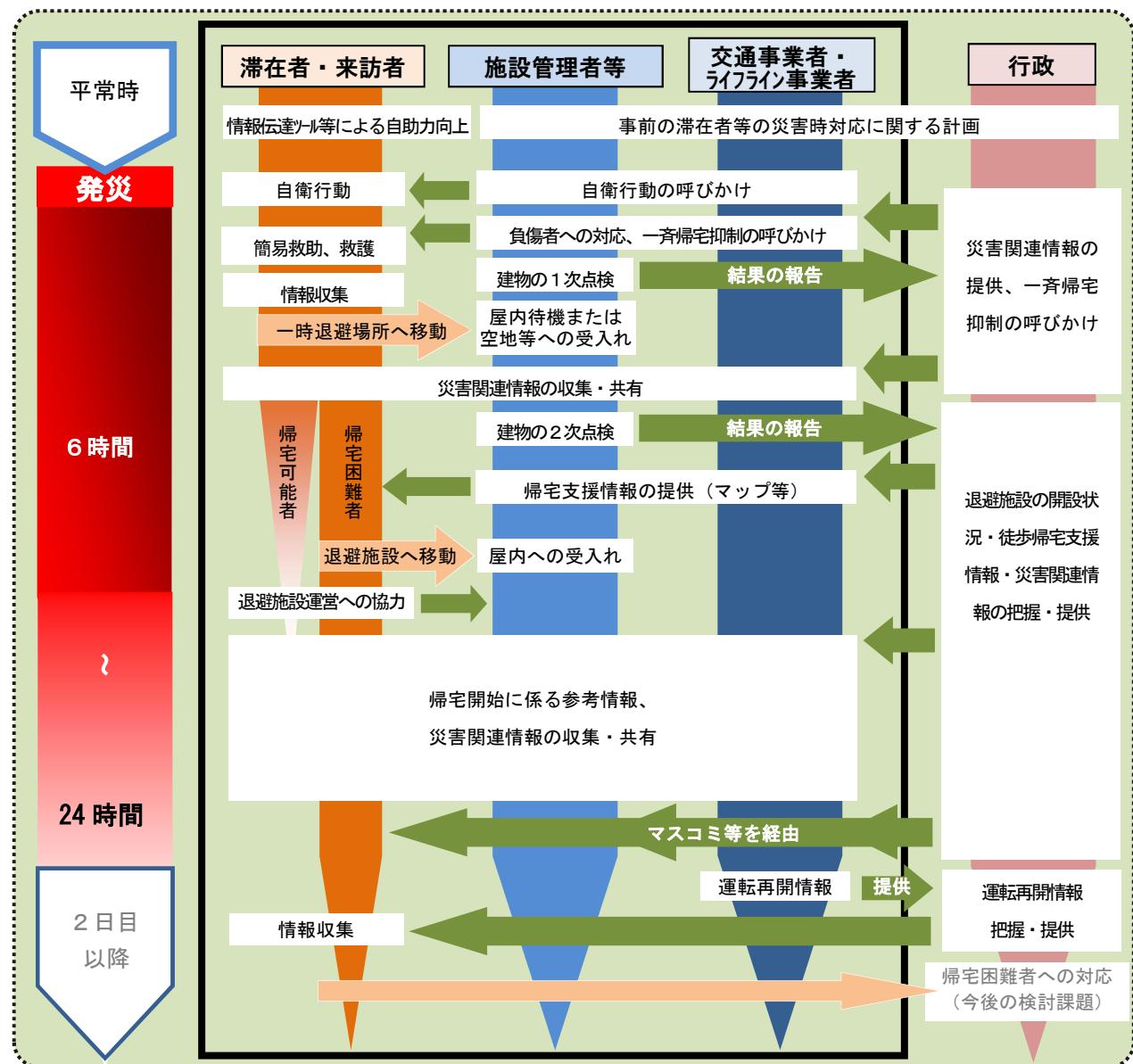
発災時に実施する事務や平常時における準備等、滞在者・来訪者の安全の確保のために実施すべき施設整備・管理といったソフト・ハード対策について記載します。今後も引き続き協議・調整を行い、必要に応じて改定を行います。

### 1 発災時に実施する事務や平常時における準備等(法第19条の15第2項第五・六号)

#### 1-1 基本的な流れ

滞在者・来訪者の安全の確保を図るために対策を考える基本的な流れとして、以下のようなフローが想定されます。発災時に円滑に対策を実施できるよう、訓練の実施など平常時からも取組みを行います。

図-13 基本的な流れ

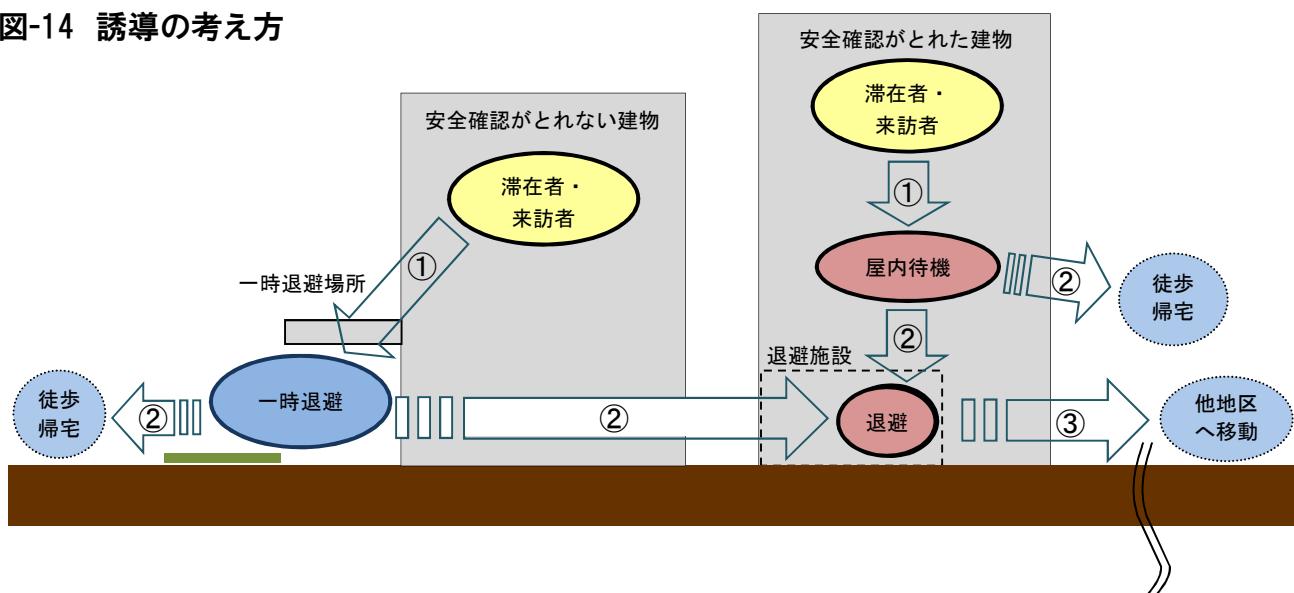


## 1-2 誘導の考え方

滞在者・来訪者への誘導の考え方として、次のように考えます。

- ① 発災直後は、安全確認がとれた建物においては屋内待機とし、その他は一時退避場所へ誘導します。
- ② 発災から 6 時間までの間は、徒歩帰宅可能者に対しては道路が混雑しないように順番に徒歩帰宅を支援し、帰宅困難来訪者に対しては建物の安全点検完了後に退避施設へ受け入れます。
- ③ 発災後 6 時間から 24 時間までの間は、退避施設で退避し、帰宅に向けて他地区へ移動を開始します。

図-14 誘導の考え方



## 1-3 具体的な取組み

滞在者・来訪者の安全の確保を図るために実施すべき具体的な取組みを、6つの区分に整理して示します。

区分	平常時	発災時
1 一斉帰宅の抑制	○	○
2 情報伝達	○	○
3 一時退避場所・退避施設の確保	○	○
4 帰宅支援	○	○
5 備蓄物資	○	×
6 啓発・訓練	○	×

## (1) 平常時における準備

滞在者・来訪者の安全の確保を図るために、部会構成員の平常時における準備を下表に示します。

表-4-1 平常時における準備①

区分	具体的な取組み	内容
一斉帰宅の抑制	事業者への啓発	行政と事業者が連携し、「事業者向け啓発パンフレット <sup>(※1)</sup> 」を作成・更新するとともに、セミナー等を開催し、発災時に一斉帰宅による混乱を防止するため従業者等を施設内に留めおく必要があることを、地域の事業者に対し周知します。
	従業者・通学者への啓発	行政と事業者が連携し、「携帯マニュアル <sup>(※2)</sup> 」の配布等により、発災時に勤務先や通学先での待機が可能な者はそれぞれの勤務先や通学先で施設内待機することを従業者・通学者に対し周知します。また、従業者等の施設内待機のために必要な備えについても呼びかけます。
	来訪者への啓発	行政と事業者が連携し、施設内での「啓発ポスター <sup>(※3)</sup> 」の掲示や「携帯マニュアル」の配布等により、発災時、むやみに移動を開始しないこと、自ら積極的に情報を収集し自らの判断により行動する必要があること、そのために平常時から備えておくべきこと等について、来訪者に対し啓発します。
	施設内待機のための備え	事業者は、発災時に従業者等を施設内に留めおくため、「事業者向け啓発パンフレット」を活用し、施設の安全確保や備蓄、従業者等への啓発、安否確認手段の確保等に取り組みます。
情報伝達	情報伝達ガイドラインの作成・検証	行政と事業者が連携し、発災時に必要な帰宅困難者対策に係る情報伝達の地区内共通のルールを検討し、情報伝達ガイドラインについて作成を行います。訓練の実施や国・首都圏の動向等を踏まえて、必要に応じてガイドラインの検証を行います。
	情報伝達体制の構築	行政と事業者が連携し、情報伝達ガイドラインに基づき、発災時に必要な情報が伝達できるよう、地区内における情報伝達のルールや流れについて共通認識を持ち、平常時から連携に努めます。
	情報入手・提供方法の周知	行政と事業者が連携し、施設内での「啓発ポスター」の掲示や「携帯マニュアル」の配布等により、発災時に滞在者・来訪者が必要な情報を収集するための情報入手・提供方法について周知します。
	各施設内における情報伝達環境の整備	事業者は、発災時に滞在者・来訪者が自ら判断し行動するために適宜必要な情報を提供できるよう、各施設内における情報伝達環境を整備します。

(※1～3) P. 32 参考資料3：「情報伝達ツール」の概要

表-4-2 平常時における準備②

区分	具体的な取組み	内容
一時退避場所・退避施設の確保	退避施設開設・運営ガイドラインの作成・検証	発災時に退避施設を円滑に開設・運営するための退避施設開設・運営ガイドラインを作成し、訓練の実施や国・首都圏の動向等を踏まえて、必要に応じてガイドラインの検証を行います。
	各退避施設のマニュアル作成	退避施設の管理者等は、ガイドラインを参考にそれぞれの施設状況に合わせた運用マニュアルを作成し、発災時における退避施設の迅速な開設と円滑な運営に備えます。
	一時退避場所・退避施設の拡充	行政と事業者が連携し、発災時に帰宅困難者を一時的に受け入れるための一時退避場所・退避施設を拡充するよう努めます。また、名駅周辺の一時退避場所・退避施設との受入融通を検討します。
	一時退避場所・退避施設情報の周知	発災時に帰宅困難者が自ら退避施設等に退避し留まることができるよう、行政と事業者が連携し、施設内の「啓発ポスター」の掲示や「携帯マニュアル」の配布等により、一時退避場所・退避施設の情報を周知します。また、行政は「防災アプリ」等により必要な情報を提供します。
帰宅支援	時差帰宅ルールの検討	事業者は、発災時に帰宅時間が集中しないよう、平常時から従業者等の居住地や家庭の事情を考慮し、時差帰宅ルールを検討します。
	徒歩帰宅支援情報の周知	発災時に滞在者・来訪者が自ら安全を確認し帰宅できるよう、行政と事業者が連携し、施設内の「啓発ポスター」の掲示や「携帯マニュアル」の配布等により、徒歩帰宅支援ステーションの情報及びその入手方法等について周知します。また、行政は「防災アプリ」等により必要な情報を提供します。
備蓄物資	備蓄物資の拡充・運用方法の検討	行政と事業者が連携し、帰宅困難者のための備蓄物資の拡充を図るとともに、効果的な運用方法について検討します。名駅周辺の備蓄倉庫との相互融通を図ることも検討します。

＜参考＞地区内での備蓄倉庫の整備事例



表-4-3 平常時における準備③

区分	具体的な取組み	内容
啓発・訓練	啓発の実施	行政と事業者が連携し、発災時に備え一人ひとりが平常時から行うべき取組みが認識されるよう、帰宅困難者対策に係る啓発を継続的に行います。
	訓練方法の検討	行政と事業者が連携し、地震を想定した防災訓練等にあわせて帰宅困難者対策を実施できるよう、訓練方法を検討します。
	訓練の実施	行政と事業者が連携し、地域または各施設内において訓練を実施し、発災時の対応手順や役割の確認、地区内で定めた共通ルール等を検証します。

## (2) 発災時に実施する事務

滞在者・来訪者の安全の確保を図るために、部会構成員が発災時に実施する事務を下表に示します。

表-5 発災時に実施する事務

区分	具体的な取組み	内容
一斉帰宅の抑制	一斉帰宅抑制の周知	一斉帰宅による混乱を防止し安全を確保するため、行政と事業者が連携し、平常時からの「啓発ポスター」の継続的な掲示等により、滞在者・来訪者に対し「むやみに移動を開始しない」ことを周知します。また、行政は状況に応じて、地区付近の防災スピーカーを活用し、必要な情報を提供します。
情報伝達	周知・注意喚起情報の提供 <sup>(※4)</sup>	行政と事業者が連携し、滞在者・来訪者が混乱を回避し安全を確保するために必要な情報を周知し、注意喚起します。
	情報入手・提供方法の周知 <sup>(※4)</sup>	行政と事業者が連携し、平常時からの「啓発ポスター」の継続的な掲示等により、滞在者・来訪者が必要な情報を収集するための情報入手・提供方法について、周知します。
	滞在者・来訪者を安全に退避・帰宅させるための情報の提供 <sup>(※4)</sup>	行政と事業者が連携し、「避難誘導マップ <sup>(※5)</sup> 」の速やかな掲示等により、滞在者・来訪者が混乱なく自ら行動するため必要な情報を提供します。また、行政は「防災アプリ <sup>(※6)</sup> 」等により必要な情報を提供します。
一時退避場所・退避施設の確保	一時退避場所の提供	一時退避場所の管理者等は、帰宅困難者が退避する屋内施設の安全性が確認されるまでの間、帰宅困難者が一時的に退避するための場所を提供します。
	退避施設の開設・運営	退避施設の管理者等は、行き場のない帰宅困難来訪者を発災から24時間限度として受け入れるため、退避施設を開設・運営します。

	一時退避場所・退避施設情報の提供	行政と事業者が連携し、一時退避場所・退避施設の場所や受け入れ可否等の情報を帰宅困難者に提供します。また、行政は「防災アプリ」等により必要な情報を提供します。
帰宅支援	徒歩帰宅支援情報の提供	行政と事業者が連携し、滞在者・来訪者が自ら情報を収集し自らの判断で安全を確認して帰宅できるよう、情報提供に努めます。また、行政は「防災アプリ」等により必要な情報を提供します。

(※4) P. 28 参考資料2：「情報伝達ガイドライン」の概要

(※5～6) P. 32 参考資料3：「情報伝達ツール」の概要

## 2 都市再生安全確保施設の管理及び整備(法第19条の15第2項第二・三号)

### 2-1 都市再生安全確保施設の管理に関する事項

整備済み又は整備予定の一時退避場所、退避施設の管理主体等を下表に示します。

#### (1) 一時退避場所

表-6 一時退避場所

(R7.3 時点)

番号	施設名称	所有者	管理主体	施設概要	備考
A1	久屋大通公園	名古屋市	名古屋市・三井不動産株	空地	広域避難場所を兼ねる
A2	白川公園	名古屋市	名古屋市	空地	
A3	若宮大通公園	名古屋市	名古屋市	空地	
A4	池田公園	名古屋市	名古屋市	空地	
A5	下園公園	名古屋市	名古屋市	空地	
A6	仲ノ町公園	名古屋市	名古屋市	空地	
A7	本町公園	名古屋市	名古屋市	空地	
A8	矢場公園	名古屋市	名古屋市	空地	
A9	地下鉄栄駅	名古屋市	名古屋市	コンコース	
A10	地下鉄久屋大通駅	名古屋市	名古屋市	コンコース	
A11	地下鉄伏見駅	名古屋市	名古屋市	コンコース	
A12	地下鉄丸の内駅	名古屋市	名古屋市	コンコース	
A13	地下鉄矢場町駅	名古屋市	名古屋市	コンコース	
A14	栄地下街の一部	株名古屋交通開発機構	株名古屋交通開発機構	地下街通路	
A15	ナディアパーク	三菱UFJ信託銀行株・名古屋市・株国際デザインセンター	株国際デザインセンター	空地	
A16	愛知芸術文化センター	愛知県	公益財団法人愛知県文化振興事業団	空地	
A17	オアシス 21	名古屋市	栄公園振興株	空地	
A18	アーバンネット名古屋ネクスタビル	エヌ・ティ・ティ都市開発株	NTTアーバンバリューサポート株	空地	
A19	アーバンネット名古屋ビル	エヌ・ティ・ティ都市開発株	NTTアーバンバリューサポート株	空地	
A20	オリマチ	区分所有者	当該物件管理組合	広場	
A21	政秀寺	宗教法人 政秀寺	宗教法人 政秀寺	空地	
A22	日本基督教団名古屋中央教会	宗教法人日本基督教団名古屋中央教会	宗教法人日本基督教団名古屋中央教会	屋外駐車場	
A23	名鉄栄町駅	名古屋鉄道株	名古屋鉄道株	コンコース	
A24	サカエチカ	サカエチカマチ株	サカエチカマチ株	地下街通路・広場	
A25	スカイオアシス栄	受託者 三井住友信託銀行株	株ザイマックス東海	空地	
A26	SLOW ART CENTER NAGOYA	三菱地所株	コマンド A	広場	
A27	NTT DATA 伏見ビル	株NTTデータグループ	株NTTデータ	空地	
A28	AMMNAT SQUARE	朝日新聞社等	朝日ビルディング	空地	
A29	セントライズ栄	平和不動産株	平和不動産プロパティマネジメント株	空地	
			収容人数合計	約 11.1 万人	

※一時退避場所は、管理主体が使用可能と判断した場合に限り開設されるものであり、使用できない場合もある。

※所有者・管理主体は場所のみを善意により提供するものであり、一時退避場所内の安全確保は、退避者が原則自己の責任において行うものとする。

※一時退避場所の収容人数は、一人あたり約 1 m<sup>2</sup>を基準に算出した。

## (2) 退避施設

表-7 退避施設

(R7.3 時点)

番号	施設名称	所有者	管理主体	施設概要	備考
B1	ナディアパーク	三菱 UFJ 信託銀行(株)・ 名古屋市・株国際デザイン センター	(株)国際デザインセンター	2階アトリウム・会議室等	
B2	愛知芸術文化センター	愛知県	公益財団法人愛知県 文化振興事業団	B2階大リハーサル室・ 中リハーサル室	
B3	オアシス 21	名古屋市	栄公園振興(株)	会議室等	
B4	名古屋市鯉城学園	名古屋市	名古屋市社会福祉 協議会	5階鯉城ホール	
B5	アーバンネット名古屋 ネクスタビル	エヌ・ティ・ティ都市開発(株)	NTTアーバンバリュー サポート(株)	1階エントランス・3階会 議室	
B6	アーバンネット名古屋ビル	エヌ・ティ・ティ都市開発(株)	NTTアーバンバリュー サポート(株)	1階エントランス	
B7	中日ビル	中部日本ビルディング(株)	中部日本ビルディング(株)	B1階共用部・6階ホー ル・6階会議室	
B8	ザ・ランドマーク名古屋栄	三菱地所(株)・日本郵政不動 産(株)・明治安田生命保険相 互会社・(株)中日新聞社・(株)パ ルコ	未定	シアターロビー・ホテルバ ンケット・オフィスエントラ ンス等	R8 開業 予定
B9	キング観光 サウザンド栄住吉店	(株)キング観光	(株)キング観光	2階～10階駐車場	
B10	キング観光 サウザンド栄若宮大通店	(株)キング観光	(株)キング観光	2階～5階駐車場	
B11	コートヤードバイマリオット 名古屋	ジャパンホスピタリティ サービス(株)	ジャパンホスピタリティ サービス(株)	1階ロビー	
B12	サンシャインサカエ	京楽産業(株)	京楽エンタテインメント・ リテイルズ(株)	B1階広場	
B13	都心の天然温泉 名古屋クラウンホテル	堀場産業(株)	堀場産業(株)	3階・5階宴会場	
B14	名古屋ガーデンパレス	日本私立学校振興・共済 事業団	日本私立学校振興・共済 事業団 愛知会館	1階ロビー・3階ロビー・ 宴会場等	
B15	名古屋パルコ	名古屋市(地下鉄連絡通路)	(株)パルコ	地下鉄連絡通路	
B16	日本基督教団名古屋 中央教会	宗教法人日本基督教団 名古屋中央教会	宗教法人日本基督教団 名古屋中央教会	屋内礼拝堂・ホール	
B17	ヒルトン名古屋	ジャパン・ホテル・リート 投資法人	名古屋ヒルトン(株)	5階宴会場	
B18	松坂屋名古屋店	名古屋市(地下鉄連絡通路)	(株)大丸松坂屋百貨店	地下鉄連絡通路	
B19	レクサス高岳	NTP ホールディングス(株)	NTP 名古屋トヨペット(株)	1階・2階ショールーム	
B20	NTP 名古屋トヨペット 東新町店	NTP ホールディングス(株)	NTP 名古屋トヨペット(株)	1階ショールーム	
B21	キング観光 サウザンド栄東新町店	(株)キング観光	(株)キング観光	3階～8階駐車場	
B22	サカエチカ	サカエチカマチ(株)	サカエチカマチ(株)	地下街広場	
B23	東横 INN 名古屋錦	大信実業(株)	(株)東横イン	1階ロビー	

B24	トヨタカローラ愛知 東片端店	Gホールディングス(株)	トヨタカローラ愛知(株)	1階ショールーム・ 1階積載車駐車スペース	
B25	名古屋観光ホテル	エスパシオエンター プライズ(株)	エスパシオエンター プライズ(株)	宴会場	
B26	名古屋第一ビル	名古屋ビルディング(株)	名古屋ビルディング(株)	1階ロビー・4階会議室	
B27	名古屋第一ビル・ アネックス	名古屋ビルディング(株)	名古屋ビルディング(株)	1階ロビー	
B28	名古屋伏見Kフロンティア	鹿島建設(株)	未定	1階ロビー	R7 開業 予定
B29	広小路本町ビルディング	みずほ信託銀行(株)	(株)ザイマックス東海	B1階ラウンジ	
B30	御園座	(株)御園座	(株)御園座	2階ロビー・3階ロビー	
B31	SLOW ART CENTER NAGOYA	三菱地所(株)	コマンドA	1階飲食店・2階レンタル スペース・フィットネス・ サウナ(一部)	
B32	YWCAビル	公益財団法人名古屋YWCA	鹿島建物総合管理(株)	2階ホール・和室・ 2~4階会議室	
B33	(仮称)N3-5ビル	三菱地所(株)	未定	地下1階通路・ 1階エントランスホール	R8 開業 予定
B34	真如苑 名古屋支部	(宗)真如苑	(宗)真如苑	1階休憩室	
B35	栄地下街の一部	(株)名古屋交通開発機構	(株)名古屋交通開発機構	地下街通路	R9 運用 開始予定
収容人数合計				約1.8万人	

※退避施設は、管理主体が開設可能と判断した場合に限り開設されるものであり、使用できない場合もある。

※所有者・管理主体は場所のみを善意により提供するものであり、退避施設内の安全確保は、退避者が原則自己の責任において行うものとする。

※退避施設は、「退避施設開設・運営ガイドライン（試行版）」に基づくマニュアル作成後、供用開始。

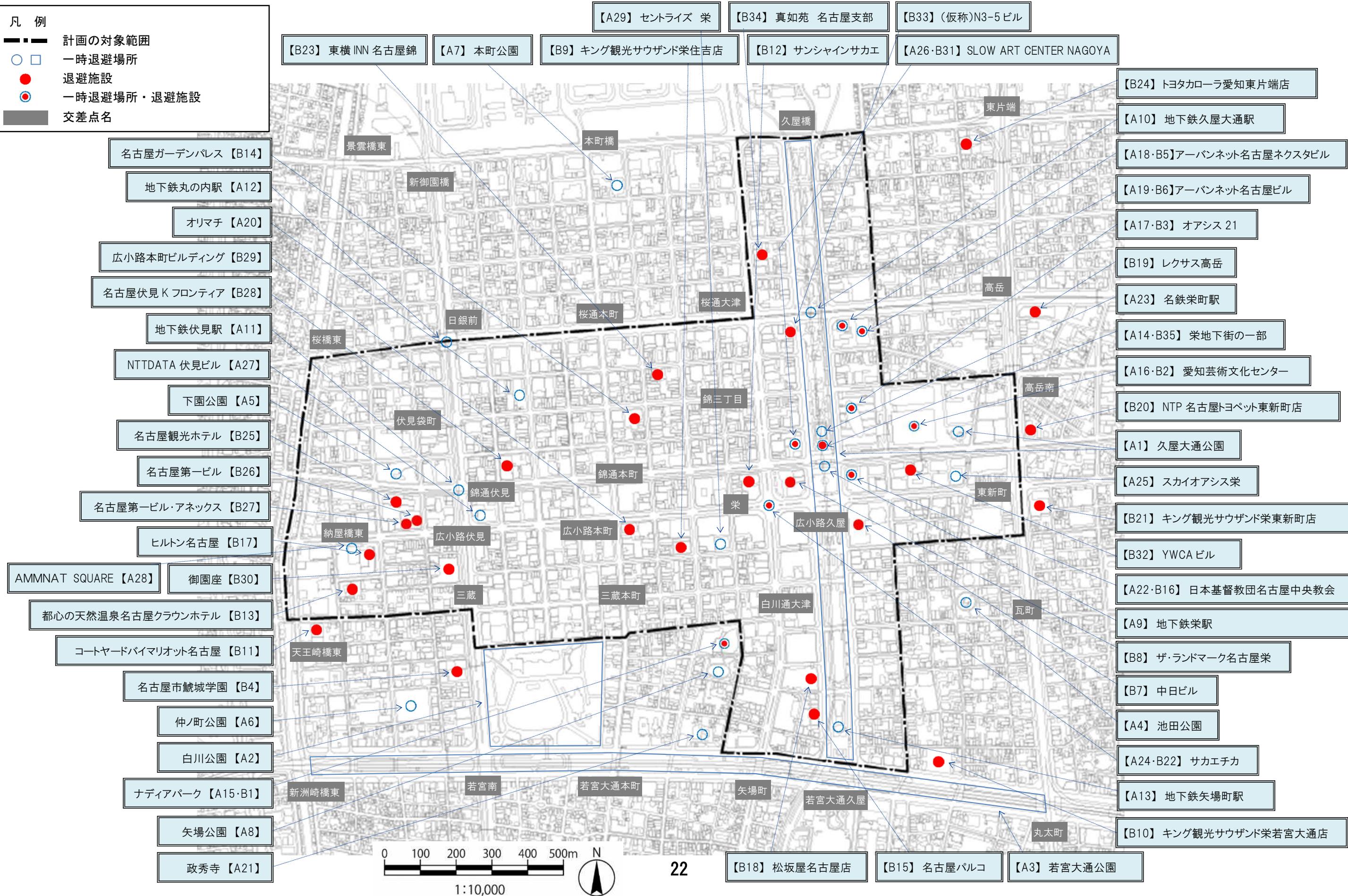
※退避施設の収容人数は、一人あたり約1.65m<sup>2</sup>を基準に算出した。

※退避施設の収容人数には、発災後に屋内待機をする帰宅困難来訪者を含む。

※本表に掲げる退避施設は、帰宅困難来訪者を、24時間限度として受け入れるための施設と定義する。（ザ・ランドマーク名古屋栄は72時間受入れを行う）

## 2-2 都市再生安全確保施設の位置図

### ■一時避難場所・避難施設の位置図

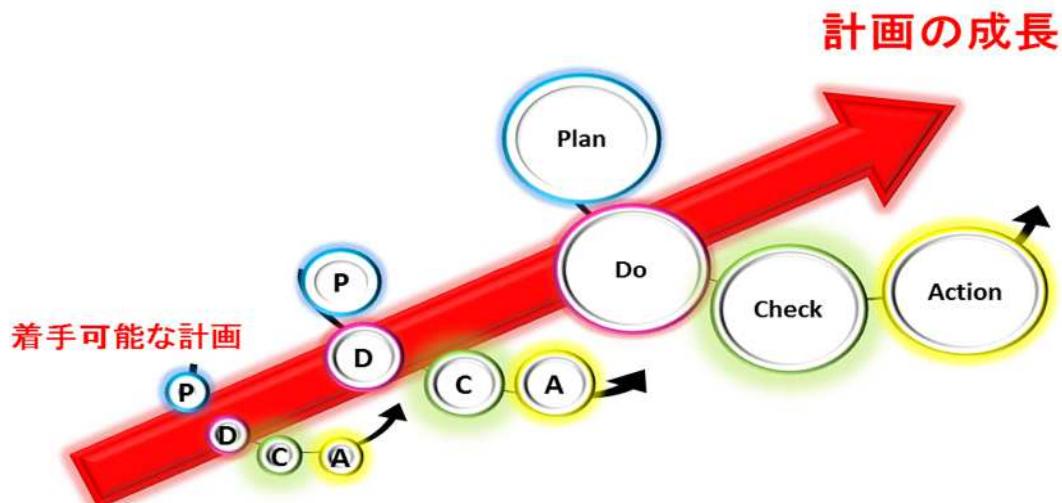


## 1 計画の変更

本計画は、実効性のある計画として作成したものですが、不足する退避施設などの拡充については、今後も引き続き官民連携して取り組み、計画内容のスケールアップを図っていきます。

また、計画検討の前提条件の変化や、伏見・栄地区における大規模都市開発の進展等、計画に記載されている事業内容の変更、取組み成果の検証等から計画の改善・更新が必要となった場合には、計画の変更を行うものとします。

図-15 成長する計画(PDCAサイクルによる計画のスケールアップ)のイメージ

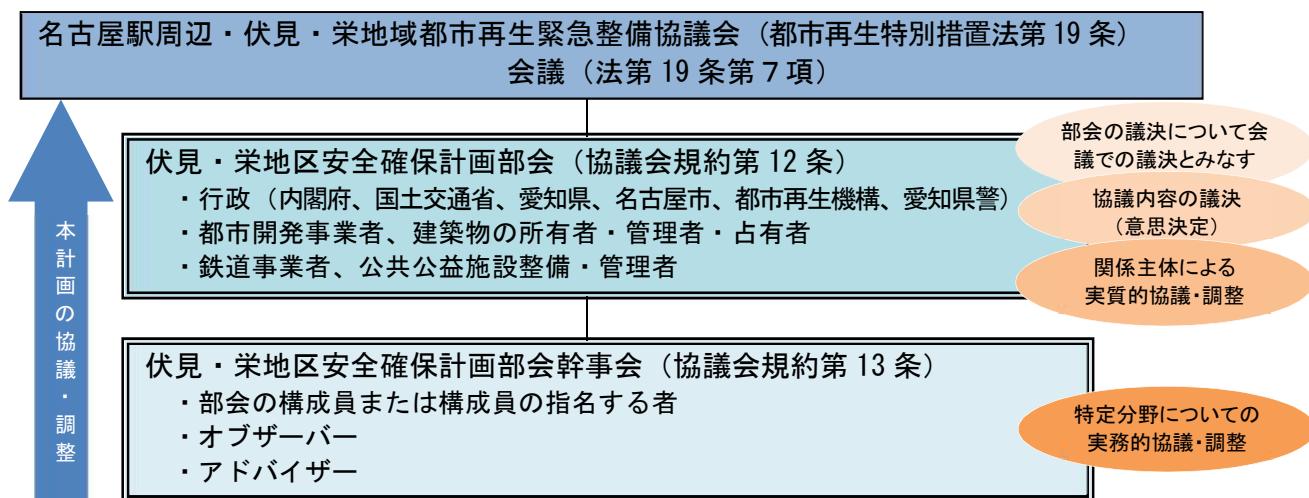


## 2 計画の体制

伏見・栄地区都市再生安全確保計画は、都市再生特別措置法第19条の15第1項に基づいて、名古屋駅周辺・伏見・栄地区都市再生緊急整備協議会が作成します。同協議会のもとに令和4年1月に「伏見・栄地区安全確保計画部会」が設置され、協議、調整等を経て、同部会の議決により作成します。

協議会並びに部会には、国、県・市等の行政関係者のみならず、民間事業者や鉄道事業者、ライフライン事業者にも構成員として参加を得て官民一体での取組みを進めます。

図-16 計画の体制



## 参考資料

### 1 「退避施設開設・運営ガイドライン(試行版)」の概要

#### 1 基本的な考え方

「伏見・栄地区都市再生安全確保計画」を補足するものとして、帰宅困難来訪者を受け入れる退避施設の開設・運営や、平常時の備え等に関する基本的な考え方を示したもので、本ガイドラインを参考に、各施設において運用マニュアルの作成をお願いするものです。

退避施設とは	<ul style="list-style-type: none"><li>・発災から24時間限度として帰宅困難来訪者を受け入れる施設</li><li>・帰宅困難来訪者が安全に風雨をしのぐことのできる施設</li><li>・1人当たり1.65m<sup>2</sup>を目安に帰宅困難来訪者の受入を行う施設</li><li>・昭和56年の建築基準法施行令改正による新耐震基準により建築された建物 (耐震診断等により安全性が確認された建物や地下構造物も含む)</li></ul>
--------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

#### 2 平常時の備え

##### (1) 運営マニュアルの作成及び運営体制の取決め

発災時に退避施設を速やかに開設、運営できるよう運営マニュアルをあらかじめ作成しておくとともに、運営要員の確保等、運営体制についても取り決めておきます。

##### (2) 従業者等への周知

従業者等に対し、発災時の施設内待機及び退避施設の運営計画について周知します。

##### (3) 施設利用者への啓発

「むやみに移動を開始しない」という基本原則、退避施設とは「発災から24時間限度として」「帰宅困難来訪者が安全に風雨をしのぐことのできる施設」であり、長期間にわたり避難するための施設とは異なることを平常時から啓発します。

##### (4) 施設の安全確保

建物の耐震性の確保、家具類の転倒・落下・移動防止対策、ガラス飛散防止対策等に努めます。また、可能な範囲で災害時の停電等に備えておきます。

##### (5) 情報の収集及び伝達の手段確保（退避施設及び一時退避場所における備え）

退避施設では、情報を収集するための手段及び滞在者に情報を伝達するための手段を確保しておきます。また、一時退避場所においても可能な範囲で情報伝達できると望ましい。

##### (6) 安否確認手段の確保

滞在者・来訪者が家族等と安否確認を行えるよう、災害用伝言板サービス等の使い方の説明体制及び通信手段を整備しておきます。

##### (7) 備蓄の確保及び配布ルールの取決め

受入時間が24時間であることを前提として可能な範囲で備蓄に努めるとともに、配布ルールについても取り決めておきます。

##### (8) 帰宅ルールの取決め

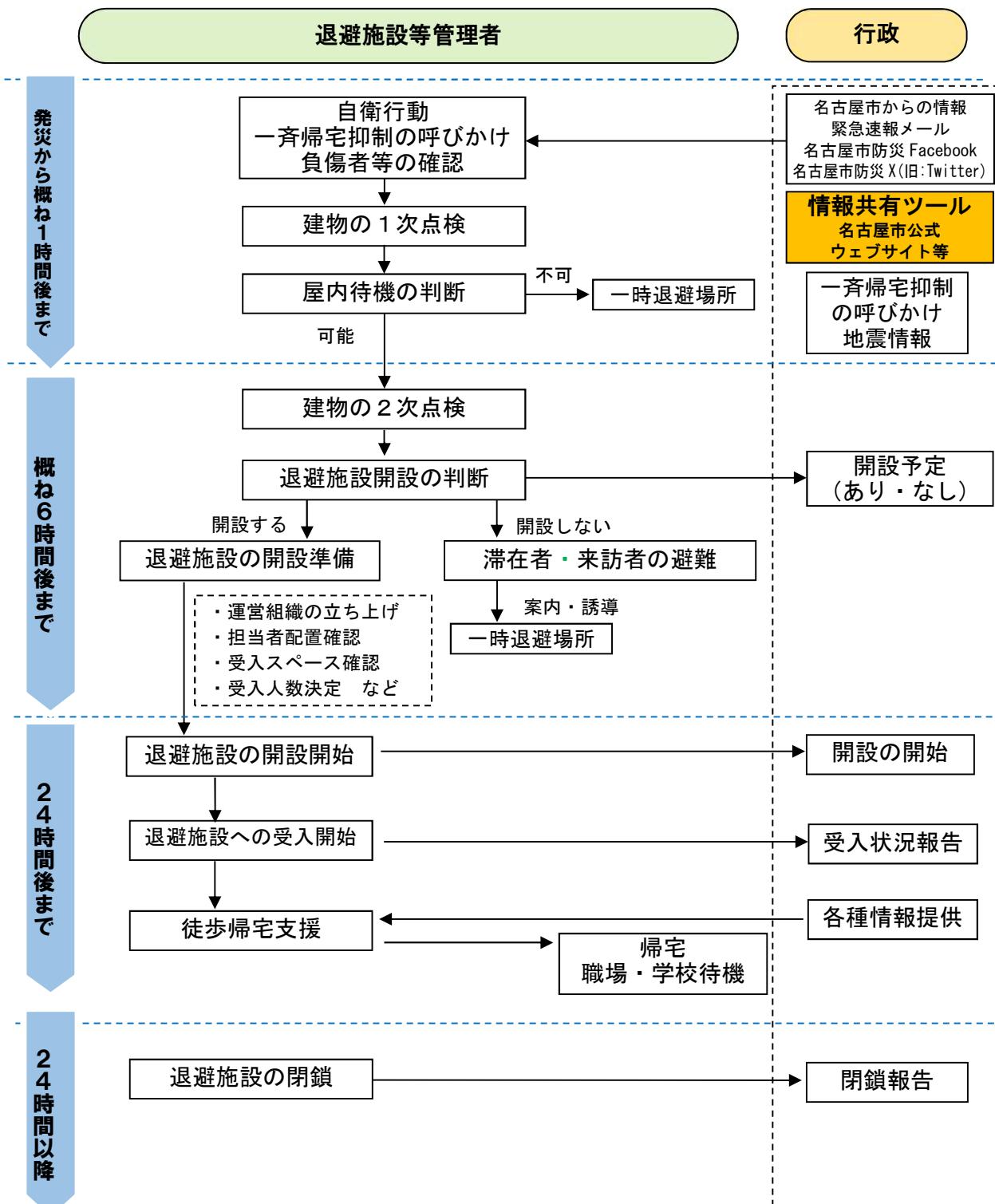
帰宅時間の集中を回避するため、帰宅する方面等を踏まえて段階的に帰宅する順番を取り決めておきます。

##### (9) 訓練の実施

退避施設の開設に関する訓練を定期的に実施して手順を確認し、必要に応じて検証結果を運営マニュアルに反映させます。

### 3 発災時の対応

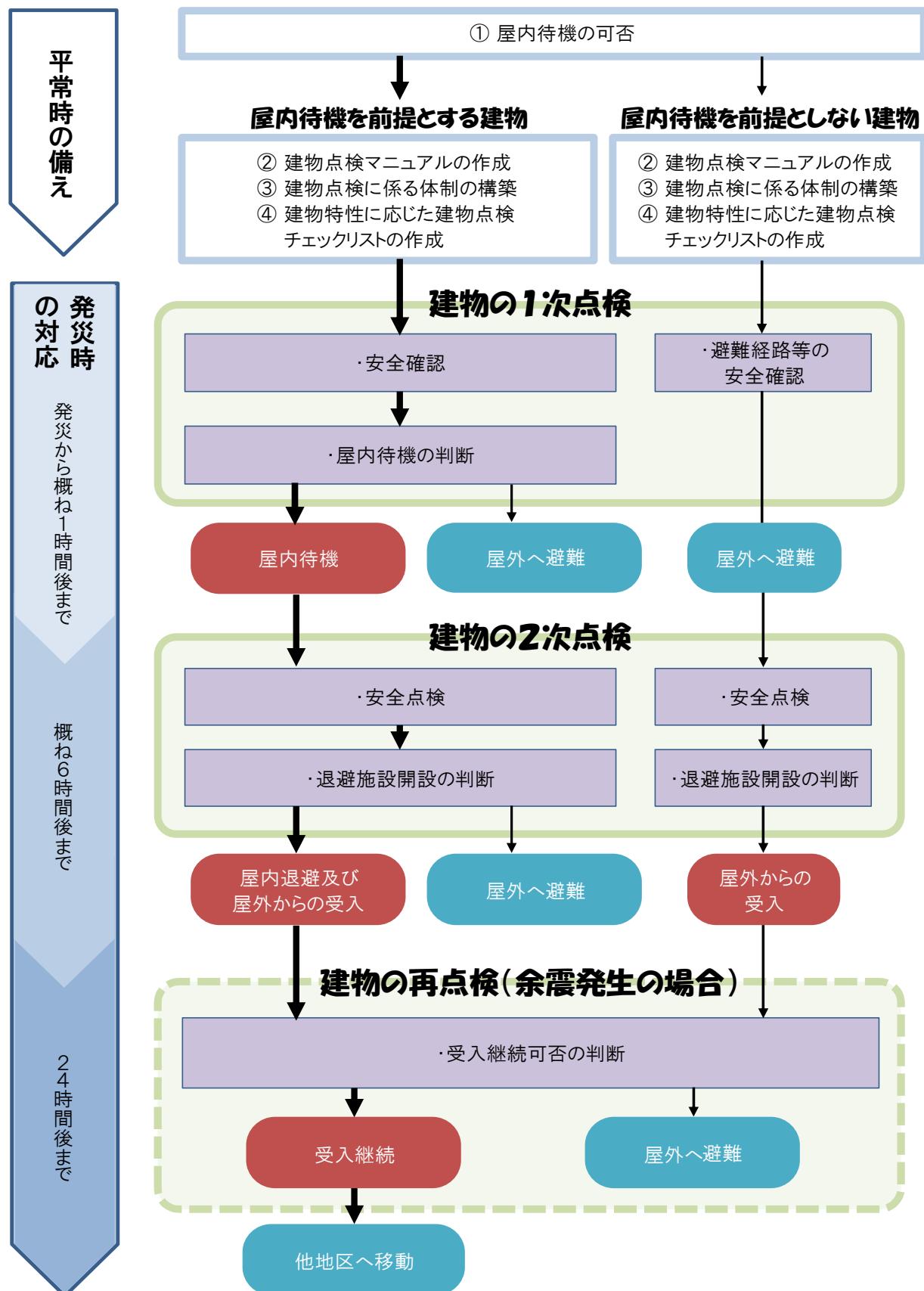
#### 発災（発動基準：名古屋市域で震度6弱以上の地震が発生した場合）



- 帰宅困難来訪者を受け入れる際には、帰宅困難来訪者に退避施設利用条件を示した利用承諾書へ署名後、受け入れるものとする。ただし、退避施設の利用状況等により利用承諾書への署名が困難な場合は、利用規約の掲示、利用規約の配布など、受入条件の周知徹底を図る。
- 余震発生の際は、余震の大きさに応じて適宜、建物の再点検を行うとともに、点検結果を踏まえ所要の対応を行う。

#### 4 退避施設の建物点検要領

退避施設として開設し、運営するために必要な建物点検に係る対応は以下に示すとおりです。



## (1) 平常時の備え

### ア) 屋内待機の可否

- ・大規模地震の発生直後は、大量の滞在者・来訪者が屋外に出ることによる地区内の混乱の発生が想定されるため、屋内待機が望ましい。
- ・建物によっては耐震性や業務形態、人員体制などの条件により、屋内待機を前提としないことも考えられるため、屋内待機の可否についてあらかじめ決めておきます。

### イ) 建物点検に係る体制の構築

- ・基本的には2人1組で行います。
- ・災害時には必要な人員確保が困難な場合も想定されるため、専門知識・経験を有する社員だけでなく、一般の社員も組み込んだ人員・体制を事前に構築しておきます。

### ウ) 建物特性に応じた建物点検チェックリストの作成

- ・本ガイドラインを参考に自社建物の特性に合わせたチェックリストを事前に作成しておきます。

#### 【建物分類毎の点検項目の特徴（例）】

- ・業務ビル … 一般的な点検項目
- ・商業（飲食店含む）… 業務ビルに比べ、火災、ガス漏れの有無等の点検項目が多い
- ・地下街 … 地上との出入り口などとのジョイント部の点検が必要
- ・小規模ビル … 液状化による影響を受けやすい など

## (2) 発災時における建物点検の実施

### ア) 1次点検

時期	発災から概ね1時間後までに
範囲	自社建物及び自社敷地内
項目	室内照明の落下状況やその可能性、ガラス窓の破損状況、什器の転倒状況やその可能性など、身の回りの安全性を目視確認する。

#### <点検後の滞在者・来訪者への対応>

- (1)屋内待機を前提とする建物：屋内待機又は一時避難場所へ避難。
- (2)屋内待機を前提としない建物：避難経路等の安全確認を行った後、一旦一時避難場所へ避難。

### イ) 2次点検

時期	発災から概ね1時間後から概ね6時間後までに			
範囲	自社建物内及び自社敷地内（可能であれば、近隣歩道上の安全性についても確認）			
項目 (共通)	建物の強度に係る部分等の建物全体を専門的な視点から慎重かつ速やかに点検する。			
	<table border="1"><tbody><tr><td>施設全体</td><td>建物・躯体（傾斜・沈下）、外部階段（落下・転落の危険性）、隣接建物（傾斜）、周辺地盤（陥没・隆起）</td></tr><tr><td>施設内部</td><td>床（傾斜・陥没）、廊下・階段・壁（ひび割れ・剥離）、天井・照明（落下）、火災・ガス漏れ、防災設備・消火設備（故障）、電力（供給停止）、上水道（漏水）</td></tr></tbody></table>	施設全体	建物・躯体（傾斜・沈下）、外部階段（落下・転落の危険性）、隣接建物（傾斜）、周辺地盤（陥没・隆起）	施設内部
施設全体	建物・躯体（傾斜・沈下）、外部階段（落下・転落の危険性）、隣接建物（傾斜）、周辺地盤（陥没・隆起）			
施設内部	床（傾斜・陥没）、廊下・階段・壁（ひび割れ・剥離）、天井・照明（落下）、火災・ガス漏れ、防災設備・消火設備（故障）、電力（供給停止）、上水道（漏水）			

#### <点検後の帰宅困難来訪者への対応>

- (1)屋内待機を前提とする建物：屋内の避難場所へ誘導（受入れ）又は屋外へ避難。
- (2)屋内待機を前提としない建物：可能な場合は受入れ。

## 2 「情報伝達ガイドライン」の概要

### 1 基本的な考え方

本ガイドラインは、伏見・栄地区における帰宅困難者対策に係る情報伝達に関する基本的な考え方を示したもので、発災時に地区内の事業者の皆様にいつどのような情報を提供していただきか、滞在者・来訪者はいつどこでどのような情報をどのように入手できるか、また、平常時の備えとしてそれぞれが何をしておくべきか等を整理するものです。

### 2 発災時に提供が求められる情報

区分	種類	内容	情報の提供時間帯			
			発 災	1 時間 後	6 時間 後	24 時間 後
注意周知・ 喚起	安全確保の周知・注意喚起	自衛行動の呼びかけ、危険箇所に係る注意喚起、避難情報				
	混乱回避の周知・注意喚起	一斉帰宅抑制、勤務先や通学先での待機呼びかけ				
・ 提供方法と場所	情報入手・提供方法	各種ウェブサイト、SNS(Facebook・X(旧:Twitter))、災害用伝言板等のアドレス及び使用方法				
	情報入手・提供場所	通信スポット、公衆電話、情報伝達施設、(大型ビジョン、デジタルサイネージ)、掲示板等の場所				
滞在者・來訪者を安全に退避・ 帰宅させるための情報	地震情報	震源地、震度、余震等				
	公共交通機関情報	鉄道・地下鉄・バス等の被害情報、運行情報、復旧見込情報等				
	建物被害情報	屋内待機可否、建物点検結果				
	一時退避場所等情報	一時退避場所の場所、混雑状況				
	医療情報	病院、薬局、救護施設等				
	帰宅支援情報	帰宅支援ステーション、徒歩帰宅経路、道路の通行可否、代替輸送等についての情報				
	各地の被害情報	現在地や居住地等の被害情報				
	道路・橋梁情報	通行止め、危険箇所等				
	ライフライン情報	電気・上下水道・ガス・通信等の被害、復旧情報等				
	気候情報	雨の情報、気温				
	退避施設情報	場所、開設状況、混雑状況、受入可否				

発  
災

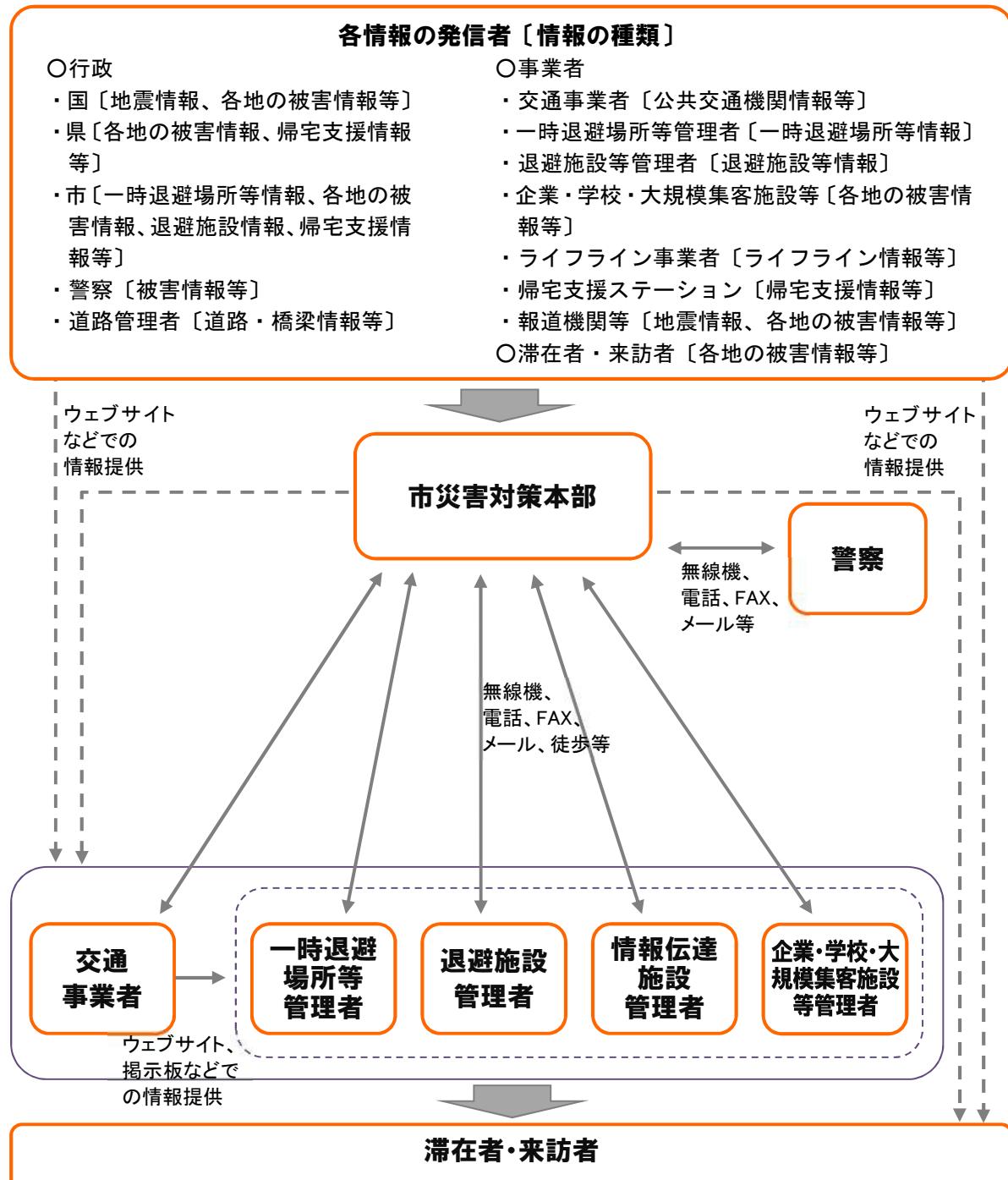
発災から概ね1時間後まで

概ね6時間後まで

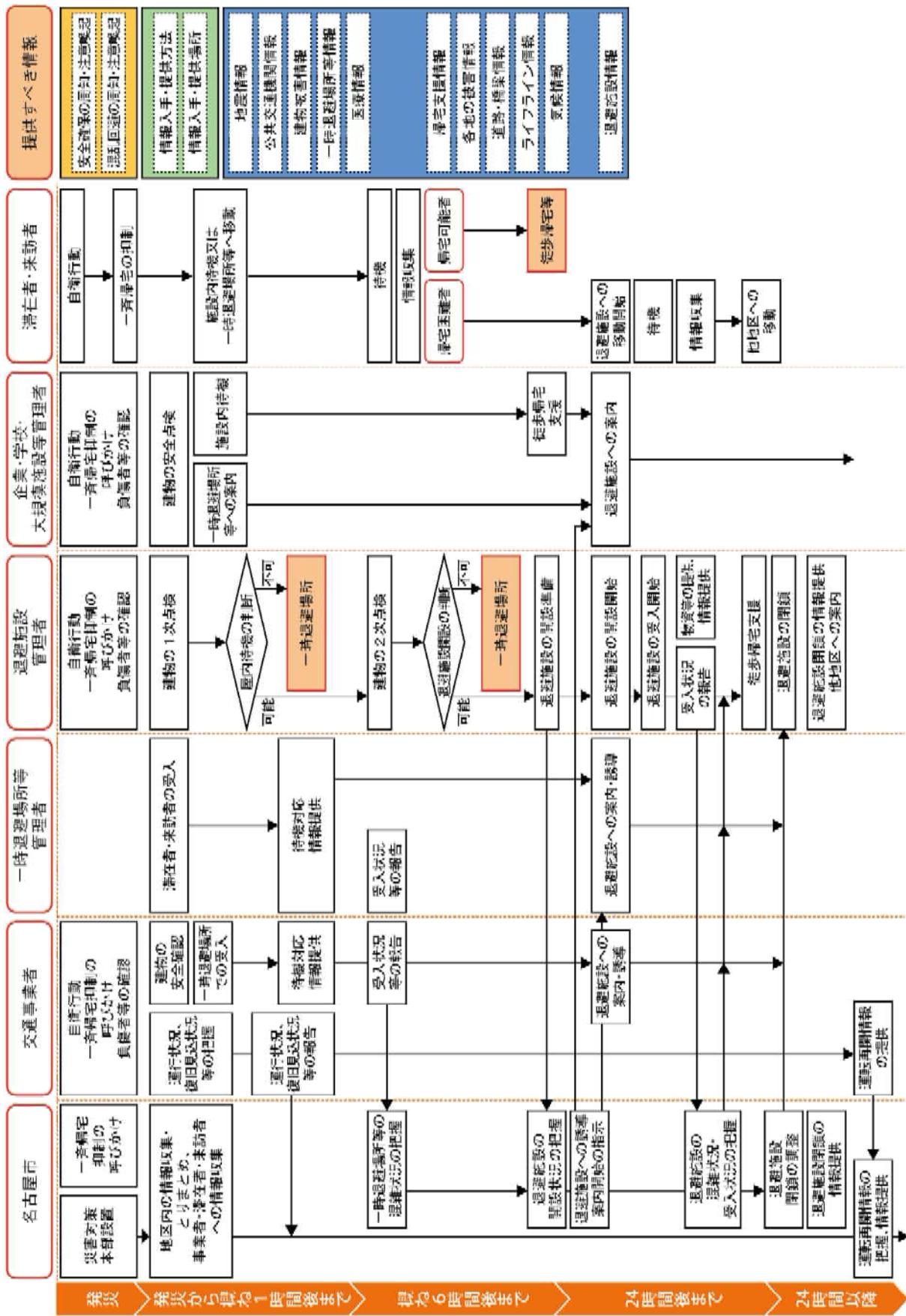
概ね24時間後まで

### 3 情報伝達の体制

滞在者・来訪者への情報伝達にあたっては、発信者から直接情報を提供できる場合と、市災害対策本部、地区内の現地対策本部及び事業者を通じて情報を提供できる場合があります。これらの情報を滞在者・来訪者に対して混乱なく、かつ円滑に提供するためには、発災時の情報伝達の流れを平常時から把握しておくことが重要です。



#### 4 情報提供の基本的な流れ



※ 各情報の提供・報告は可能な範囲で実施することとする。

## 5 平常時の備え

### (1) 啓発の実施

行政と事業者が連携し、発災時に備え一人ひとりが平常時から行うべき取組みが認識されるよう、帰宅困難者対策に係る啓発を平常時から継続的に行います。

### (2) 情報伝達体制の構築

発災時に必要な情報が伝達できるよう、地区内における情報伝達体制を平常時から確立しておく必要があります。具体的には、情報伝達のルールや流れについて共通認識を持ち連携に努めること、情報伝達に必要な機器の確保・整備に努めることが必要です。また、本情報伝達ガイドラインを地域で周知・確認しておくことも重要です。

#### ○連絡機器の確保（防災無線）

- ・一時退避場所や退避施設等の管理者間で情報伝達をするためのデジタル簡易無線機等を常備。

#### ○連絡簿の作成と定期更新

- ・関係機関の連絡先と連絡窓口・担当者等を掲載した連絡簿を関係者全員で共有し、定期的に更新（年1回程度）。

#### ○訓練・研修等による人材育成

- ・災害や情報収集伝達に関する訓練や研修を通して人材を育成。

#### ○情報共有ツールの構築

- ・関係機関で情報を共有するための基盤を構築。

### (3) 情報入手・提供方法と場所の周知

行政と事業者が連携し、発災時に滞在者・来訪者が必要な情報を収集できるよう、各種情報の入手・提供方法（各種ウェブサイト、SNS、災害用伝言板等）、場所（Wi-Fi等の通信スポットの場所等）に関する情報を、平常時から把握しておきます。

### (4) 各施設内における情報伝達環境の整備

事業者は、発災時、施設内待機する滞在者・来訪者が自ら判断し行動するために適宜必要な情報を提供できるよう、各施設内における情報伝達環境を平常時から整備しておきます。

### (5) 安否確認手段・情報入手方法と場所の確認

発災時に帰宅困難者になる場合に備え、一人ひとりが平常時から備えておく必要があります。具体的には、家族等との安否確認手段の確保、各種情報の入手・提供方法（各種ウェブサイト、SNS、災害用伝言板等）、場所（Wi-Fi等の通信スポットの場所等）の確認等を行っておきます。

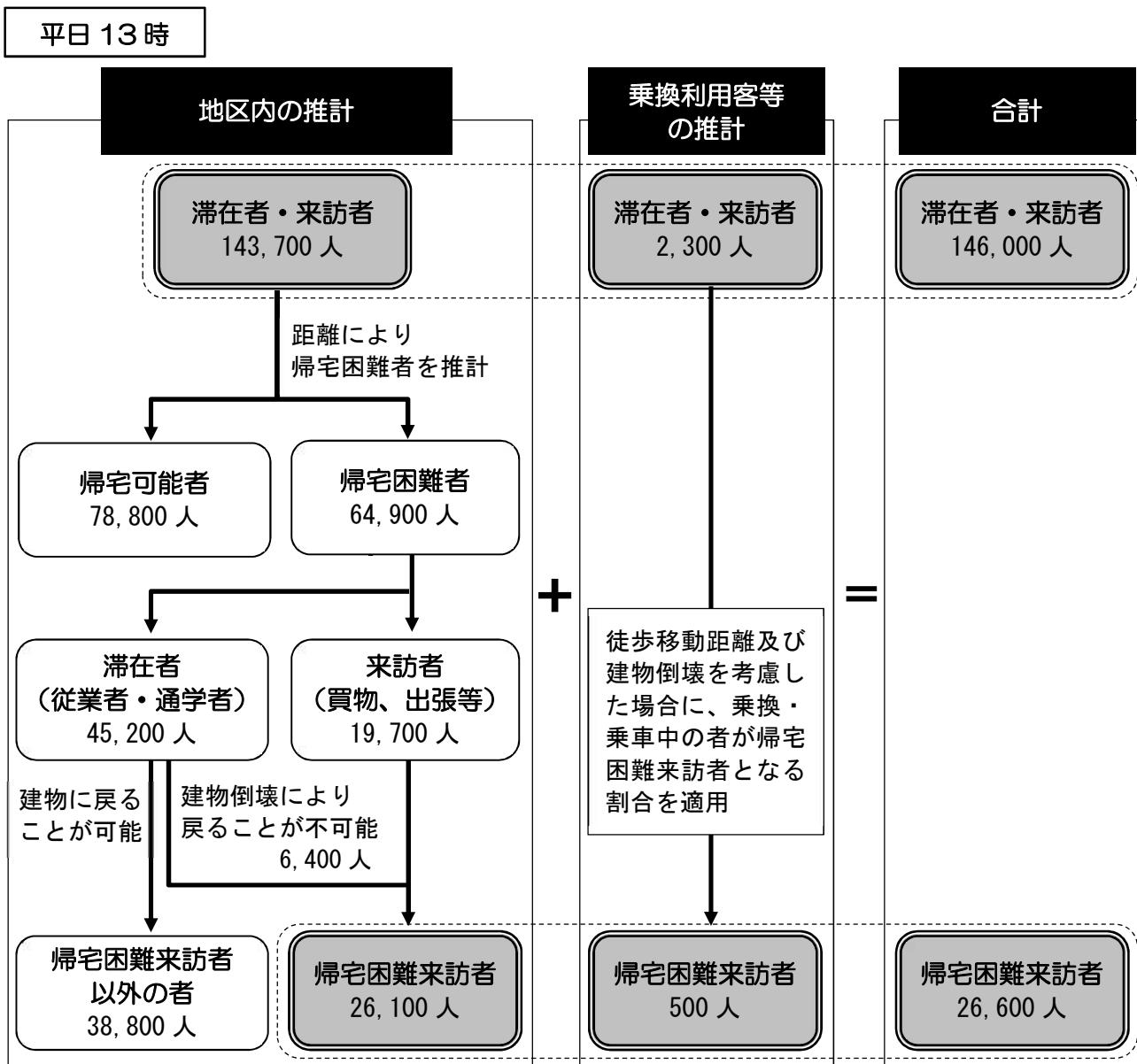
### 3 「情報伝達ツール」の概要

大規模地震発生時に伏見・栄地区内の帰宅困難者等が自らの判断で帰宅等できるよう、分かりやすく、かつ、効率的に情報伝達の可能な以下のツールについて、部会構成員が中心となり作成し、必要に応じて更新します。

種類	対象者	活用時期	活用方法	概要
事業者向け啓発パンフレット	事業者	平常時	対象者へ配布	発災時の混乱回避、従業者・通学者等の安全確保及び徒歩帰宅のために、事業所で平常時から備えるべき対策等を中心に周知・啓発するもの
携帯マニュアル	滞在者・来訪者	平常時及び発災時	駅等の各施設に配架／事業者より従業者等へ事前配布	発災時の混乱回避、安全確保及び徒歩帰宅のために取るべき行動及び必要な情報等を周知・啓発し、発災時に使えるよう常に携帯してもらうもの
啓発ポスター		平常時及び発災時	駅等の各施設に平常時から掲示	発災直後の混乱回避及び安全確保のために取るべき行動等を中心に周知・啓発するもの
避難誘導マップ		発災時（退避施設開設までの間）	駅等の各施設に掲示	地震発生時にエリア内に滞在する者に対して一時退避場所等への誘導や発災時に必要となる情報を知らせるもの
		発災時（退避施設開設から閉鎖までの間）		一時退避場所等に避難している者に対して、退避施設等の所在地や発災時に必要となる情報を知らせるもの
防災アプリ		平常時又は発災時	対象者がダウンロード	現在地とともに「徒步帰宅支援ステーション」、「一時退避場所等」、「退避施設」の場所をスマートフォンやタブレットで確認できるもの

## 4 帰宅困難者等の推計について

伏見・栄地区における滞在者・来訪者及び帰宅困難来訪者等の推計方法は以下のとおりです。



### 【滞在者・来訪者（地区内の推計）】

- ・第5回中京都市圏パーソントリップ調査（平成23年）をもとに、伏見・栄地区内の滞在者・来訪者を時間帯別に推計した結果であり、平日13時頃が最大値となります。また平成23年以降の開発事業等による影響は、公共交通機関利用者数の経年変化データ（平成30年）をもとに補正し、中京圏以外（国外含む）からの滞在者・来訪者数は、旅客地域流動調査及び出入国管理統計調査をもとに補正しています。

### 【滞在者・来訪者（乗換利用客等の推計）】

- ・大都市交通センサス（平成27年）をもとに、乗換えのため駅構内にいる利用客及び車両内に留まっている乗客を推計した結果になります。

### 【帰宅困難来訪者】

- ・自宅までの直線距離に応じた帰宅困難率（距離10km以内は全員が帰宅可能、10～20kmでは1km長くなるごとに帰宅可能者が10%ずつ減少、20km以上は全員が帰宅困難）及び建物倒壊率の想定結果をもとに、滞在者・来訪者数から、徒歩帰宅可能な人及び建物に戻ることが可能な人を除外した推計結果になります。

参考（平日午前7時）

